

第12回献血推進運動中央連絡協議会議事次第

平成22年10月26日(火)

13:30~17:00

専用第18~20会議室(17階)

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 委員紹介

4. 資料説明

5. 協議事項

- ①(1)各ブロック代表から「平成22年度献血推進計画に盛り込まれた事業の取組予定」の紹介

(2)上記について協議

..... 休 憩

6. 各ボランティア団体の活動紹介

- ①全国学生献血推進実行委員会 早坂委員
②ライオンズクラブ330複合地区ガバナー協議会 寺田委員

協議事項

- ②(1)各ブロック代表から「献血構造改革(平成17年度~21年度)の問題点及び今後の取組への課題」、「平成23年度献血推進計画への記載を要望する事項」の紹介

(2)上記について協議

7. 閉 会

第 1 2 回 献血推進運動中央連絡協議会 会議資料

資料 1 : 献血推進運動中央連絡協議会の設置要綱及び実施要領等

資料 2 : 献血者の推移グラフ等

資料 3 : 献血構造改革について

資料 4 : 平成 2 2 年度の献血の推進に関する計画

資料 5 : 平成 2 2 年度の血液製剤の安定供給に関する計画 (需給計画)

資料 6 : 平成 2 2 年度第 1 回血液事業部会献血推進調査会資料 (抜粋)
(資料一式は厚労省HPに掲載されております)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000styz.html>

資料 7 : 平成 2 2 年度子ども霞が関見学デー「模擬献血体験」報告書

資料 8 - 1 :

「平成 2 2 年度献血推進計画に盛り込まれた事業の取組予定」

資料 8 - 2 :

「献血構造改革 (平成 1 7 年度 ~ 2 1 年度) の問題点及び今後の取組への課題」、
「平成 2 3 年度献血推進計画への記載を要望する事項」

資料 9 - 1 : 学生ボランティアの活動について

資料 9 - 2 : ライオンズクラブの活動について

献血推進運動中央連絡協議会設置要綱

1. 目的

献血血液による血液製剤の国内自給を推進するため、献血推進活動に携わる関係者が効果的な献血推進方策や献血推進上の諸問題等について協議を行う場として献血推進運動中央連絡協議会（以下「献血中央協議会」という。）を設置し、もって、全国的な献血推進運動のより一層の推進を図ることを目的とする。

2. 構成

協議会の会長は、厚生労働省医薬食品局長とし、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(ア) 別添の地区ごとに次に定める者

- ・都道府県代表者 1名
- ・都道府県献血推進協議会代表者 1名
- ・市町村代表者 1名
- ・日本赤十字社各都道府県支部代表者 1名
- ・日本赤十字社各都道府県血液センター代表者 1名

(イ) 日本赤十字社本社代表者 1名

(ウ) (財)血液製剤調査機構代表者 1名

(エ) 献血ボランティア団体代表者 若干名

3. 業務

献血中央協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 効果的な献血推進方策についての情報交換及び協議
- (2) 献血推進上の諸問題等への対応策についての情報交換及び協議
- (3) 献血協力団体の育成方策等についての情報交換及び協議
- (4) その他献血推進運動の推進に関すること

4. 運営

- (1) 献血中央協議会の庶務は、厚生労働省医薬食品局血液対策課において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、献血中央協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

5. 附則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

(別 添)

地 区 名	都 道 府 県 名
北海道 地区 東 北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 (7 道県)
関 東 地区 甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県 山梨県、長野県 (1 0 都県)
東 海 北 陸 地区 近 畿	富山県、石川県、福井県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県 (1 3 府県)
中 国 地区 四 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県 (9 県)
九 州 地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8 県)

献血推進運動中央連絡協議会実施要領

献血推進運動中央連絡協議会（以下「献血中央協議会」という。）の実施に必要な事項を以下のとおり定める。

1. 実施時期

原則、年1回の開催とする。

2. 委員の推薦及び任期等

- (1) 設置要綱2の（ア）別添の地区ごととは、厚生労働省主催血液関係ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）を言う。このブロック会議の代表者は、原則、同会議の幹事となる都道府県（以下「ブロック会議幹事県」という。）とする。ただし、ブロック内の協議により幹事県以外の代表者を委員として推薦することができるものとする。

なお、代表者の推薦に当たっては以下の点を考慮されたいこと。

ア. 都道府県代表者は、原則、ブロック会議幹事県の衛生関係部局長又は業務主管担当課長が適当であること。

イ. 献血推進協議会代表者は、献血推進協議会委員として積極的に活動している者から推薦するものとし、対象となる献血推進協議会は、必ずしも都道府県献血推進協議会に限るものではないこと。

ウ. 市町村代表者は、献血推進に協力的な市町村から推薦するものとし、原則、管理職相当の者が適当であること。

エ. 赤十字関係代表者の推薦に当たっては、ブロック会議幹事県において赤十字関係者と協議されたいこと。

- (2) 委員の任期は原則1年とする。但し、再任を妨げない。

- (3) 参考人の出席

必要に応じて関係省庁等の担当者に対し、参考人として出席を依頼するものとする。

3. 実施方法

献血中央協議会は、次のとおりとする。

- (1) 献血中央協議会代表者の推薦は、厚生労働省の推薦依頼通知に基づき、ブロック会議幹事県が推薦するものとする。

- (2) 各都道府県及び関係機関は、ブロック会議等において次の事項について協議を行い、ブロック会議代表委員がその結果を献血中央協議会に報告し、協議する。

ア. 効果的な献血推進方策及びその事例

イ. 献血推進上の諸問題等への対応策

ウ. 献血協力団体の育成方策等

エ. その他献血推進運動の推進に関すること

- (3) ブロック会議代表委員は、ブロック内の献血推進方策に資するよう献血中央協議会の情報を適宜に関係機関へ周知する。

- (4) 各都道府県は、献血中央協議会の検討結果を管下の献血推進協議会等に提供し、献血推進活動に反映させる。

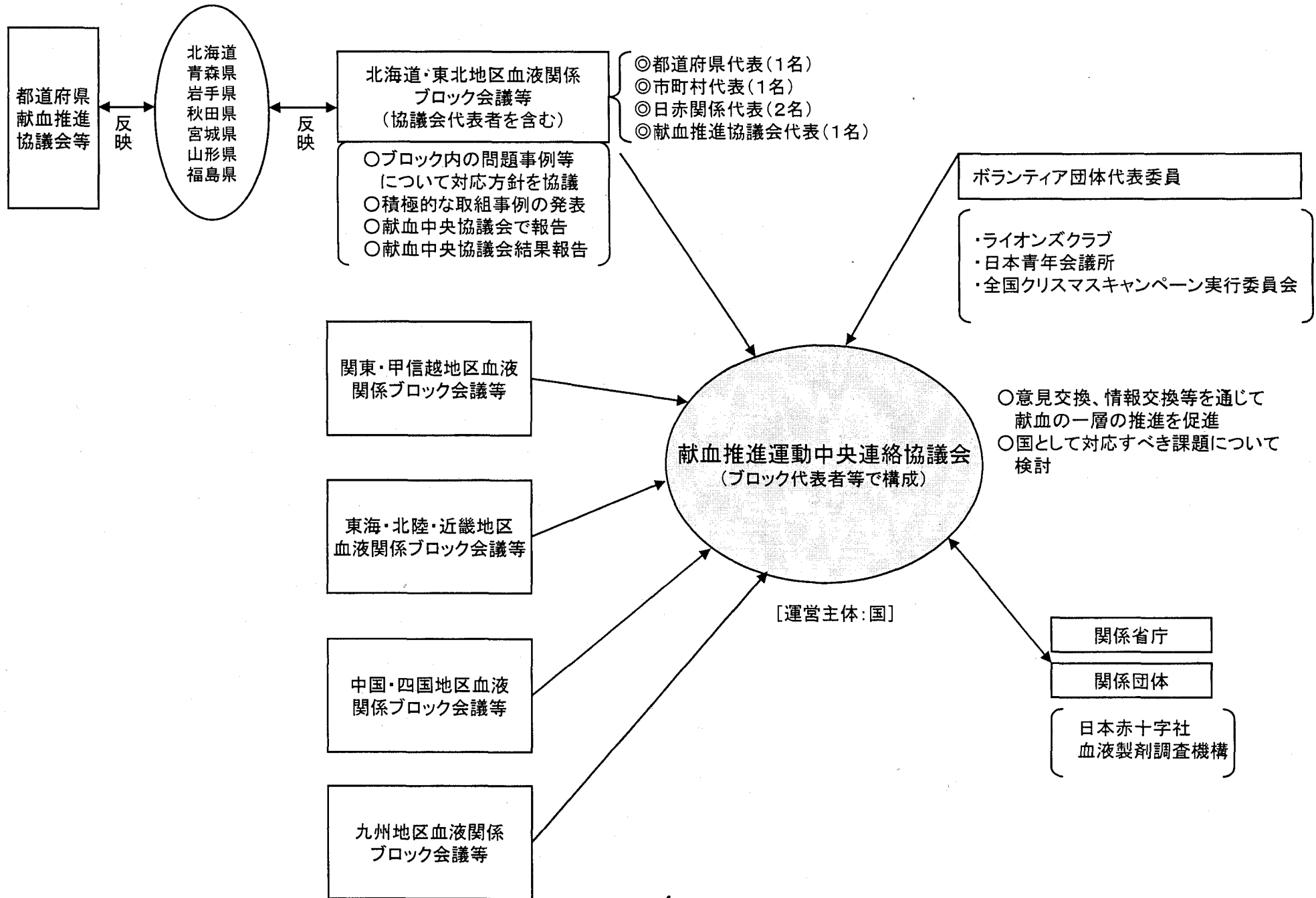
4. 予算等

献血中央協議会に係る経費は厚生労働省が支給する。

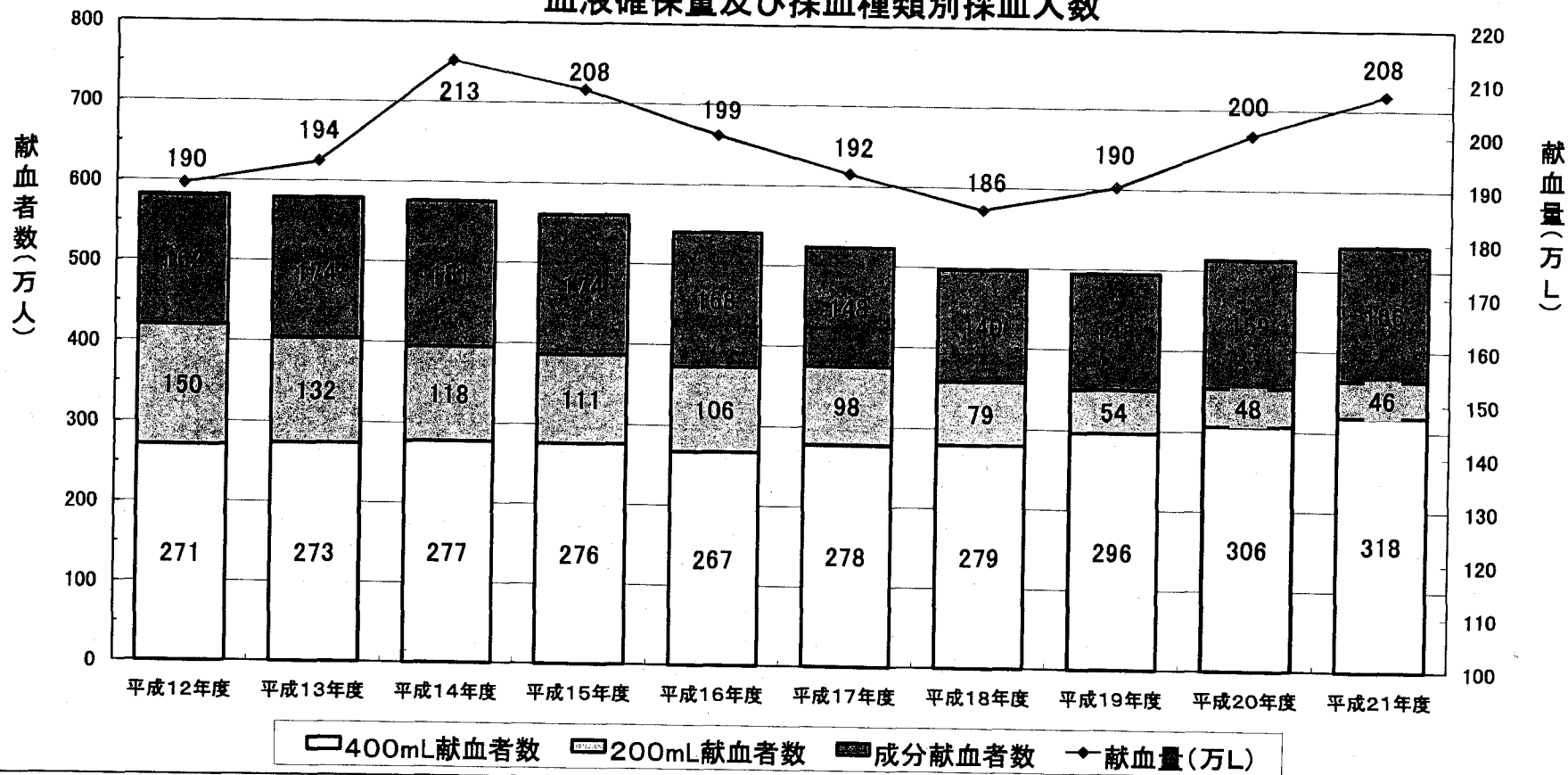
5. 公開等

本会は原則公開とする。

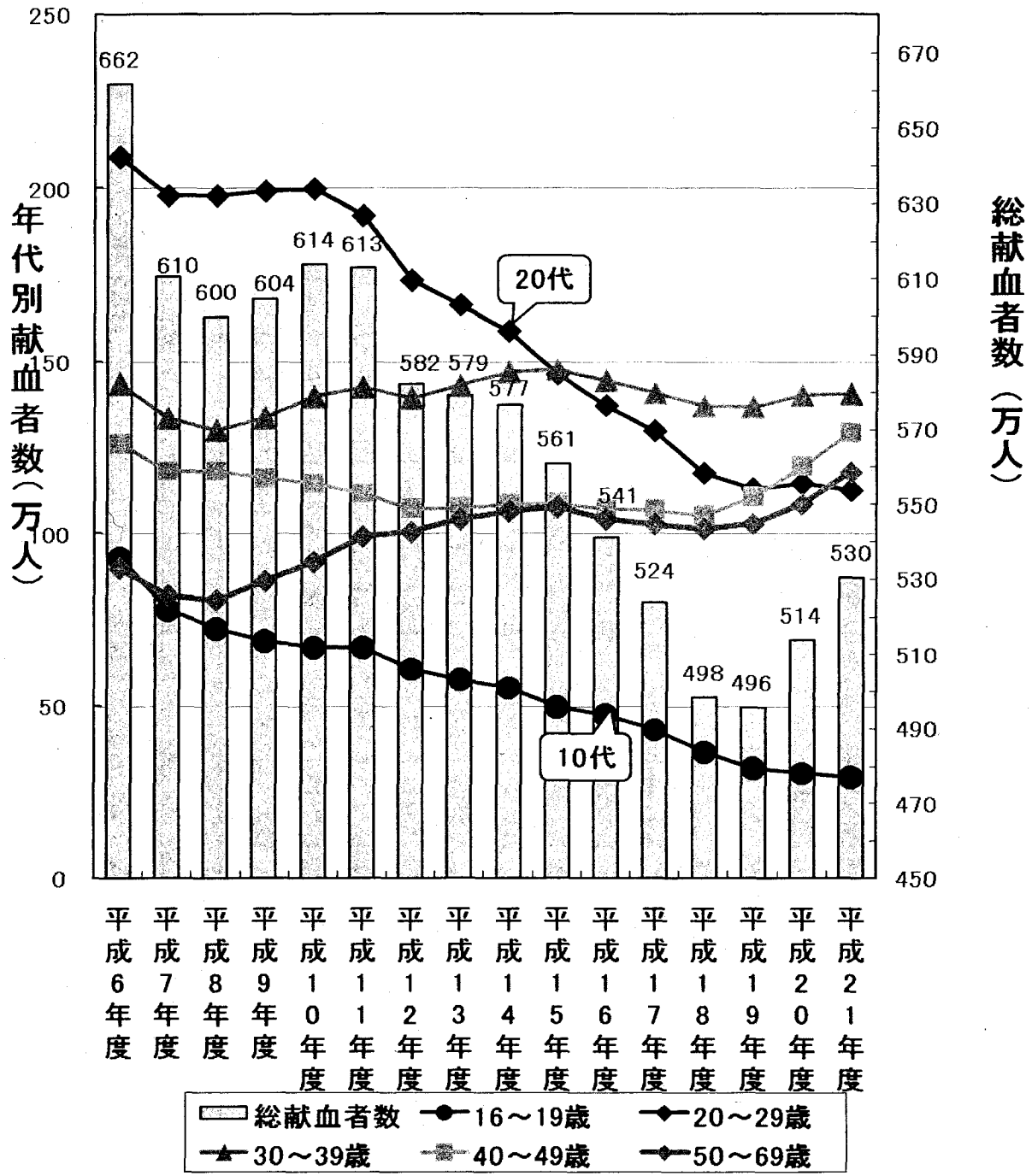
献血推進運動中央運営連絡協議会運営概念図



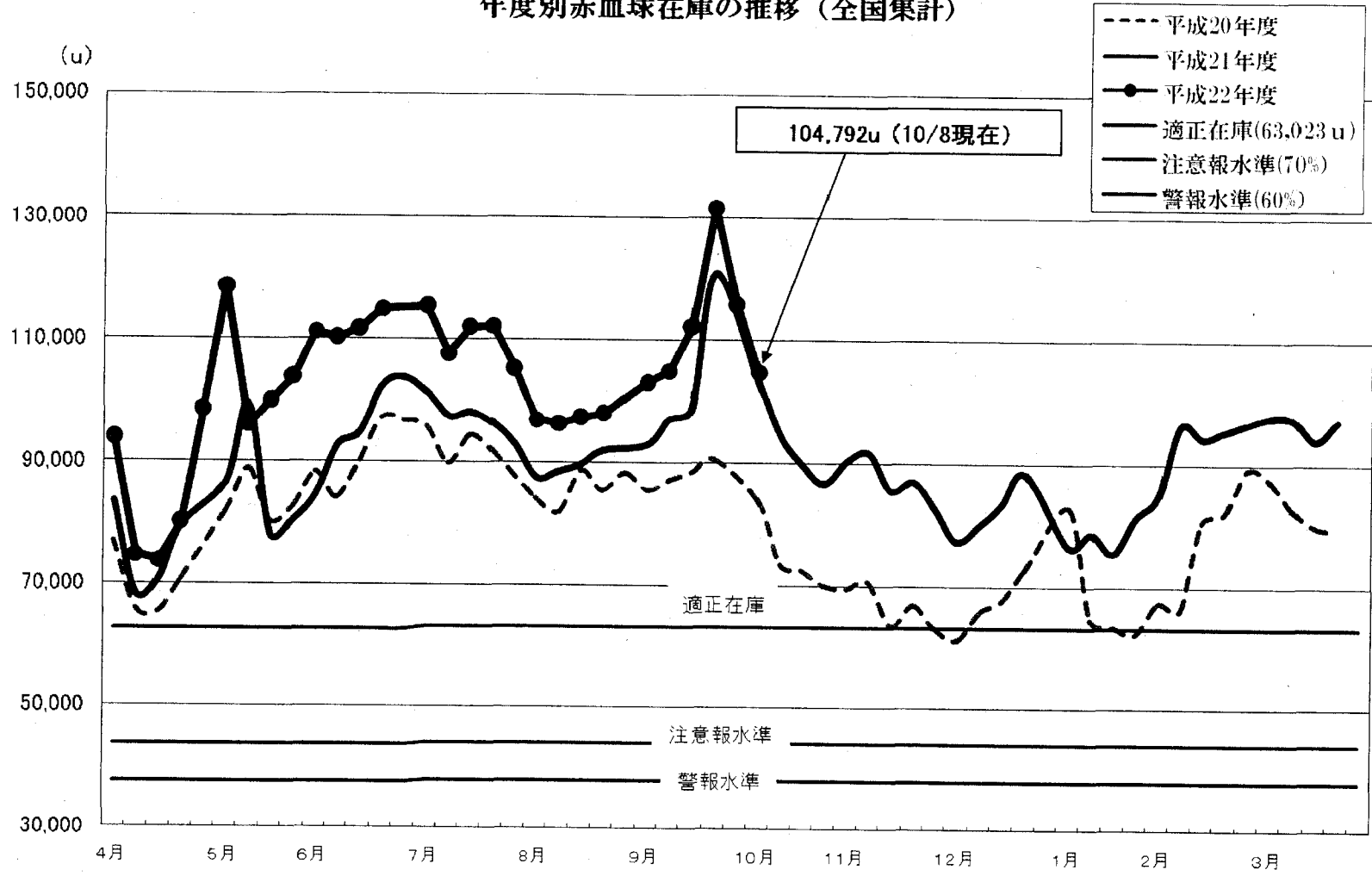
血液確保量及び採血種類別採血人数



献血者数の推移



年度別赤血球在庫の推移 (全国集計)



献血構造改革の重点事項について

1 献血構造改革の方向性

- (1) 血液の消費に占める高齢者の割合が今後増大することから、供給において若年者層が安定的に需要を持続的に支えていく持続可能な血液の需給体制を構築していくこと。
- (2) 需給の安定及び安全性の向上の観点から、複数回の献血者を確保していく需給体制を構築していくこと。

2 構造改革の目標

献血について、単に広く呼びかけるだけではなく、目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていく（5年程度の達成目標）。

- (1) 若年層の献血者数の増加
 - ・10代、20代を献血者全体の40%まで上昇させる。（現状35%）
- (2) 安定的な集団献血の確保
 - ・集団献血等に協力する企業数を倍増する。（現状23,890社）
- (3) 複数回献血者の増加
 - ・複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。（現状27%）

3 若年層の献血者対策

従来からのライオンズクラブ等の献血ボランティアの御協力に加え、組織的に若年者の献血体験の促進及び献血インセンティブの向上を目指す。

- (1) 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を積極的に行う。
- (2) 若年者に受け入れられる献血キャラクターの開発及び媒体を活用した普及を図る。
- (3) 若年者の献血体験の推進

4 企業献血及び企業との連携

企業献血の推進を図る。

- (1) 献血協賛企業の検討
- (2) 企業の集団献血の推進

5 複数回献血対策

複数回献血者の組織化及びサービス向上を図る。

- (1) 登録献血者の血液不足時の組織的呼びかけ体制の構築
- (2) 複数回献血者向け健康管理に係る付加価値情報の提供

6 キャンペーン等

血液の不足する秋口、年末から新年、新旧年度の変わり目等に定期的な献血推進キャンペーンを実施する。

7 献血者の健康被害に対する救済

国の適切な関与の下で、平成18年秋を目途に新たな健康被害の救済制度を整備する。

（平成18年10月より運用開始）

献血構造改革

(平成17年度からの5年程度の達成目標)

若年層の献血者数の増加

10代・20代を献血者全体の40%まで上昇させる

平成17年度	33.4%	平成20年度	28.3%
平成18年度	31.5%	平成21年度	26.8%
平成19年度	29.2%		

安定的な集団献血の確保

集団献血等に協力する企業数を倍増する。

平成17年度	24,220社	平成20年度	38,399社
平成18年度	30,835社	平成21年度	43,193社
平成19年度	34,059社		

複数回献血者数の増加

複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。

平成17年度	27.5%	平成20年度	30.3%
平成18年度	28.1%	平成21年度	31.3%
平成19年度	29.5%		

平成22年度の献血の推進に 関する計画

平成22年3月26日

厚生労働省告示第110号

目次

前文	1
第1節 平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血に関する普及啓発活動の実施	1
(1) 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
(2) 献血運動推進全国大会の開催等	
(3) 献血推進運動中央連絡協議会の開催	
(4) 献血推進協議会の活用	
(5) その他関係者による取組	
2 献血者が安心して献血できる環境の整備	4
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	5
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 献血者の利便性の向上	
(3) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
(4) 採血基準の在り方の検討	
(5) まれな血液型の血液の確保	
2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	5
3 災害時等における献血の確保等	6
4 献血推進施策の進捗 ^{ちやく} 状況等に関する確認と評価	6

平成22年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める平成22年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第326号）に基づくものである。

第1節 平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成22年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.02万リットル、赤血球製剤51万リットル、血漿製剤26万リットル、血小板製剤16万リットルであり、それぞれ0.02万リットル、52万リットル、26万リットル、16万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成22年度には、全血採血による139万リットル及び成分採血による63万リットル（血漿採血30万リットル及び血小板採血33万リットル）の計202万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成22年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。

このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力するとともに、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成22年1月27日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成23年4月1日に施行される採血基準の改正について、国民に対して広報を十分行い、献血への協力を求める必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
- ・ 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。
- ・ 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。
- ・ 国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高める

ため、学校等において、ボランティア活動推進の観点を踏まえつつ献血や血液製剤についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血出前講座」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村及び献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

<50～60歳代を対象とした対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある50～60歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じ

て献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

- ・ 都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、献血推進活動を行うボランティア組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に行うことが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮する等、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

- ・ 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイメージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低比重により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入に協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。

4 献血推進施策の進捗^{ちよく}状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗^{ちよく}状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

平成22年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）

平成22年3月26日
厚生労働省告示第109号

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第XIII因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第VIII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子
- 4 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子及び遺伝子組換え型血液凝固第IX因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
- 6 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る。）
- 7 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4 処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH4 処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 8 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
- 9 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第1 平成22年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成22年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第1のとおりとする。

第2 平成22年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成22年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第2のとおりとする。

第3 平成22年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第2を踏まえ、平成22年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、96万リットルとする。

第4 平成22年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成22年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第3のとおりとする。

第5 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

1 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4に掲げる種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

1 原料血漿の標準価格は、(1)から(5)までに掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)から(5)までに定めるとおりとする。

(1) 凝固因子製剤用	12,380円/L
(2) その他の分画用	11,300円/L
(3) PⅡ+Ⅲペースト	47,640円/kg
(4) PⅣ-1ペースト	14,330円/kg
(5) PⅣ-4ペースト	15,000円/kg

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

(1) 財団法人化学及血清療法研究所

イ 凝固因子製剤用	20万L
ロ その他の分画用	3万L

(2) 日本製薬株式会社

イ その他の分画用	16.2万L
ロ PⅡ+Ⅲペースト	8万L相当

(3) 株式会社ベネシス

イ その他の分画用	26万L
ロ PⅣ-1ペースト	20万L相当
ハ PⅣ-4ペースト	5.5万L相当

(注)

1 「凝固因子製剤用」とは、採血後6時間又は8時間以内に凍結させた原料血漿であつて、血液凝固第Ⅷ因子を含むすべての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 「その他の分画用」とは、採血後6時間又は8時間以上経過した後に凍結させた原料血漿又は凝固因子製剤用から血液凝固第Ⅷ因子を取り出して生じるもの(脱クリオ分画用プラズマ)であつて、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫について

平成13年3月に、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第1 平成22年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	3,076,100
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,700
組織接着剤	cm ²	10,526,600
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	390,600
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	62,300
インヒビター製剤	延人数	17,800
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	126,300
トロンピン	10000単位 1瓶	18,800
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,646,100
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	17,400
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,500
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	83,400
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	429,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	300
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	40,000
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	2,100

別表第2 平成22年度に製造・輸入されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造・輸入目標量				21年度末 在庫量(見込)	供給可能量
		国内血漿由来	輸入血漿由来	遺伝子組換え	計		
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,801,200	1,244,500	0	3,045,700	881,900	3,927,600
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,900	0	—	3,900	1,700	5,600
組織接着剤	cm ³	4,923,000	6,407,500	—	11,330,500	3,007,300	14,337,800
血液凝固第Ⅳ因子	1000単位 1瓶	115,700	0	302,500	418,200	155,300	573,500
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅲ因子	1000単位 1瓶	52,700	0	29,100	81,800	21,100	102,900
インヒビター製剤	延人数	0	4,100	15,800	19,900	5,900	25,800
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅤⅢ因子	1瓶	0	129,000	—	129,000	31,700	160,700
トロンピン	10000単位 1瓶	29,000	0	—	29,000	19,000	48,000
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,596,400	127,700	—	1,724,100	479,700	2,203,800
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	500	18,900	—	19,400	10,400	29,800
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	10,200	—	10,200	5,500	15,700
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	65,200	—	65,200	50,700	115,900
乾燥濃縮人アンチトロンピンⅢ	500単位 1瓶	455,800	0	—	455,800	110,400	566,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0	0	—	0	500	500
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	40,100	0	—	40,100	14,800	54,900
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0	3,000	—	3,000	1,100	4,100

(注)

「21年度末在庫量(見込)」及び「供給可能量」の表は、参考である。

別表第3

平成22年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,801,200
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,900
組織接着剤	cm ²	4,923,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	115,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	52,700
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0
トロンビン	10000単位 1瓶	29,000
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,596,400
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	500
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	455,800
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	40,100
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0

(参考1)

原料血漿確保量及び各社への配分量の年度別推移

(単位:万L)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
原料血漿確保目標量	108.0	94.0	90.0	93.0	97.0
原料血漿確保実績量	102.5	94.2	94.5	92.9	94.2
原料血漿の配分量	107.4	91.4	89.9	96.2	98.8

	20年度	21年度	22年度(案)
原料血漿確保目標量	100.0	100.0	96.0
原料血漿確保実績量	102.3		
原料血漿の配分量	107.0	(94.0)	(93.0)

- (注) 1. 原料血漿確保目標量は平成10年度(80万L)以降平成14年度までは毎年7万L増で設定。
2. 「原料血漿の配分量」は、日本赤十字社を含む各社に配分された凝固因子製剤用原料血漿及びその他の分画製剤用原料血漿の合計量であり、脱クリオ血漿及び中間原料は含まない。
3. 「原料血漿の配分量」の21年度以降の()内の数値は原料血漿必要予定量。

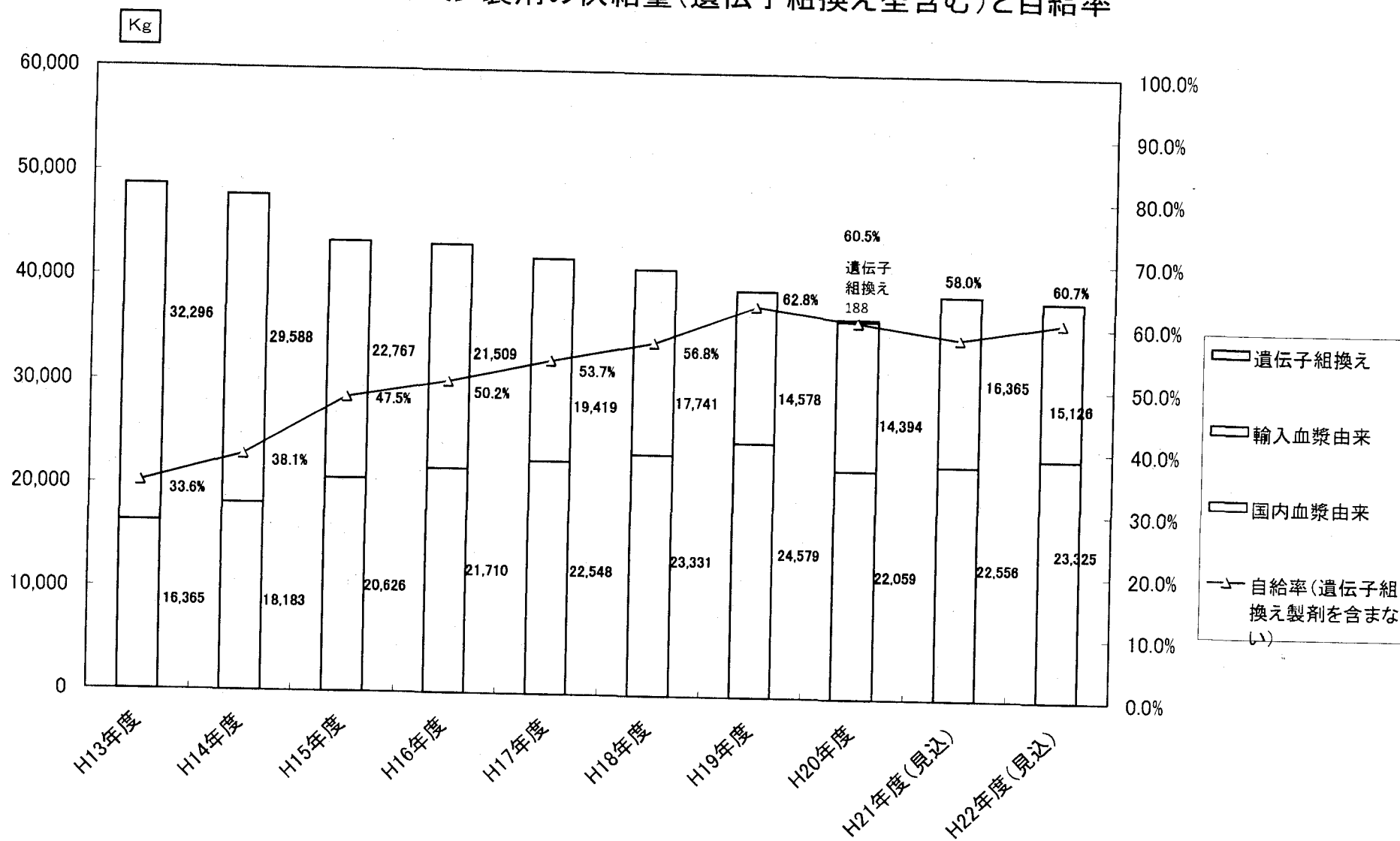
(参考2)

国内献血由来原料血漿による製造予定数量の推移

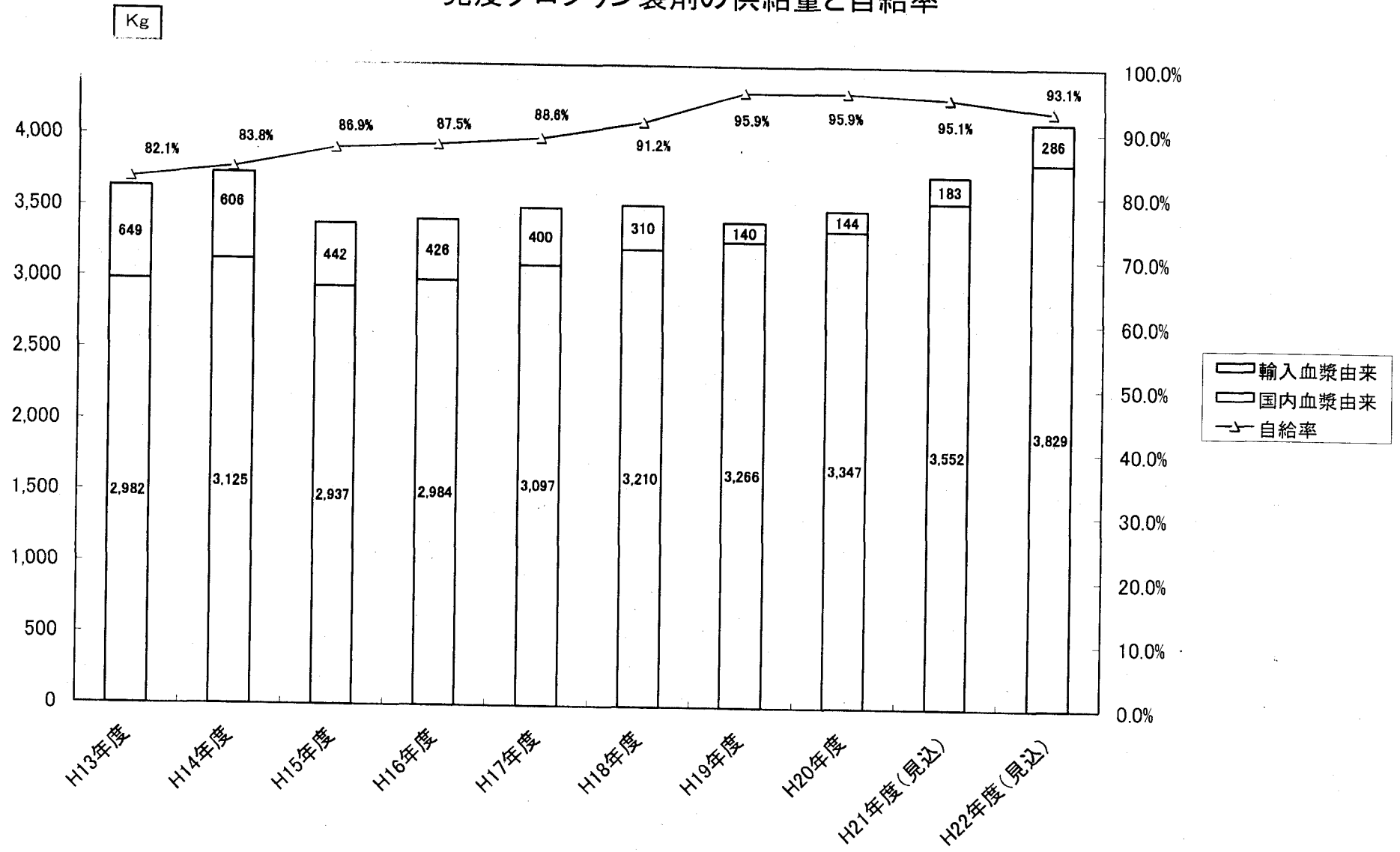
種 類	換算規格	合 計		
		20年度 実績	21年度 見込	22年度 見込
アルブミン	25%50ml 1瓶	1,692,200	1,765,500	1,801,200
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	1,700	3,600	3,900
組織接着剤	cm ²	5,351,700	4,923,000	4,923,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	112,900	95,500	115,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	32,700	43,300	52,700
インヒビター製剤	延人数	0	0	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	0	0
トロンビン(人由来)	10000単位 1瓶	2,500	18,000	29,000
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,372,500	1,349,000	1,596,400
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	570	450	500
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	0	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	0	0
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	430,700	416,300	455,800
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	400	0	0
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	31,600	37,400	40,100
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0	0	0

(注) 数値は、製品の規格別に報告された数量を集計し、代表的な規格・単位(換算規格)に換算したうえ、四捨五入により100又は10の整数倍で表示した。

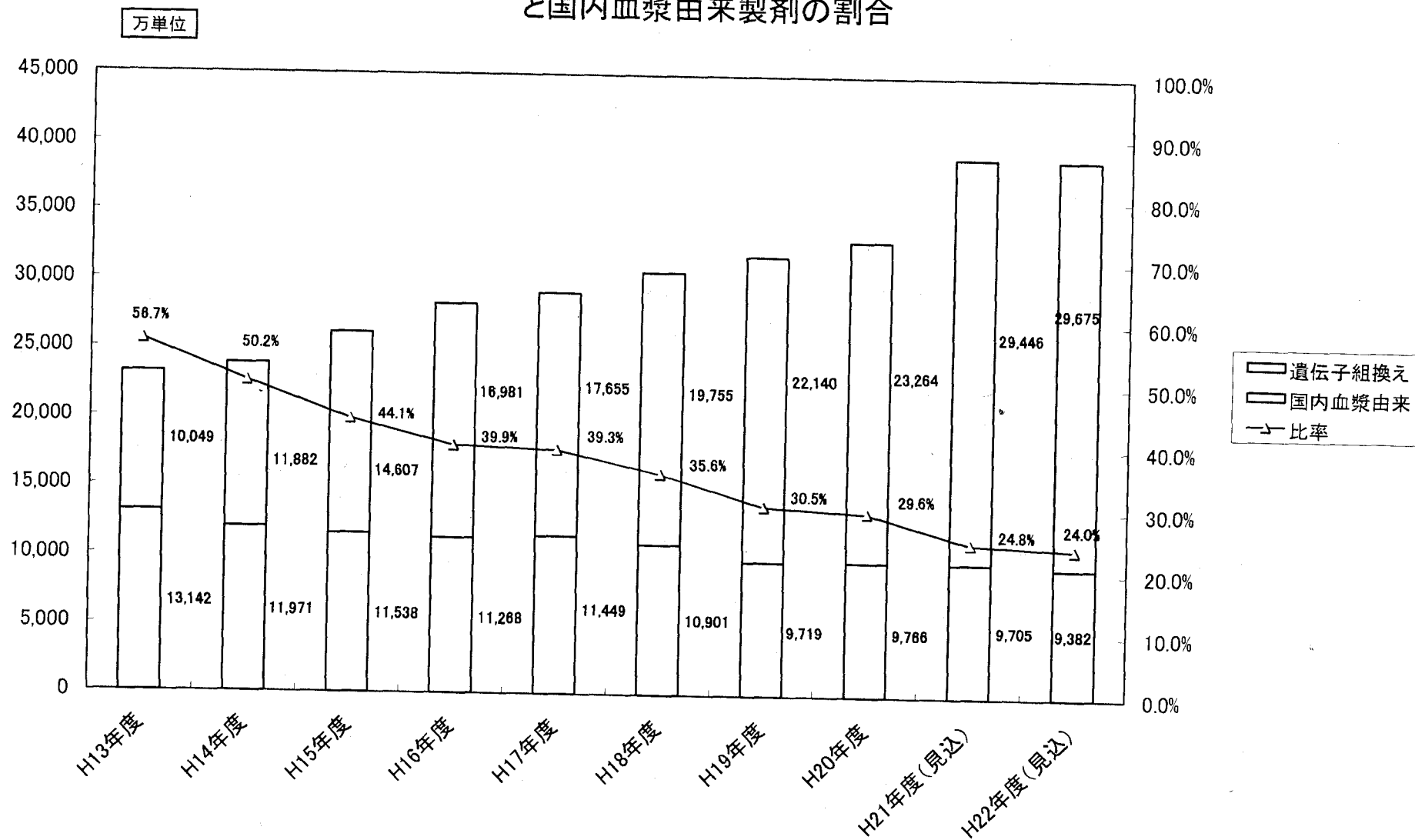
アルブミン製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と自給率



免疫グロブリン製剤の供給量と自給率



血液凝固Ⅷ因子製剤の供給量(遺伝子組換え型含む) と国内血漿由来製剤の割合



献血推進調査会 設置要綱

1. 目的

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）において、血液製剤の安定供給が求められている。

そのためには、将来にわたって安定的に献血者を確保することが必要不可欠であることから、献血推進方策に係る諸事項を調査・審議することを目的として、薬事分科会規程第4条に基づき、血液事業部会の下に「献血推進調査会」を設置する。

2. 調査会の審議事項

- (1) 献血推進に関する中長期目標の設定及びその達成状況の評価
- (2) 普及啓発活動に関する検討及び効果の検証
- (3) 「献血推進計画」案の策定
- (4) その他、献血推進に関する事項

3. 調査会の組織

- (1) 調査会の委員は、部会の委員、臨時委員及び専門委員の中から分科会長が指名する15名程度の委員をもって構成し、互選により座長を1名選出する。
- (2) 調査審議にあたっては、議題の内容等に応じて、部会長の判断により他の委員または参考人に出席を求めることができる。
- (3) 調査会における審議結果については、必要に応じ血液事業部会へ報告することとする。

4. 調査会のスケジュール

年2回程度の開催とする。

5. 事務局

調査会の事務は、医薬食品局血液対策課が行う。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関して重要な事項は座長が定める。

献血推進調査会委員名簿

氏名	ふりがな	現職
宇都木 伸	うつぎ しん	東海大学専門職大学院実務法学研究科教授
衛 藤 隆	えとう たかし	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所 母子保健研究部長
大平 勝美	おおひら かつみ	社会福祉法人はばたき福祉事業団理事長
小山 信彌	こやま のぶや	東邦大学医学部外科講座心臓血管外科教授
鈴木 邦彦	すずき くにひこ	社団法人日本医師会常任理事
竹下 明裕	たけした あきひろ	国立大学法人浜松医科大学医学部准教授・輸血細胞治療部長
田中 里沙	たなか りさ	株式会社宣伝会議編集室長
寺田 義和	てらだ よしかず	ガバナー協議会薬物乱用防止委員会副委員長
花井 十伍	はない じゅうご	特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権理事
早坂 樹	はやさか たつき	全国学生献血推進実行委員会委員長
堀田 美枝子	ほった みえこ	埼玉県立浦和西高等学校養護教諭
村山 雪絵	むらやま ゆきえ	山形県健康福祉部保健薬務課業務主査
室井 一男	むろい かずお	自治医科大学附属病院輸血・細胞移植部教授
山本 シュウ	やまもと しゅう	ラジオDJ

(計14名, 氏名五十音順)

薬事・食品衛生審議会
平成22年度第1回血液事業部会献血推進調査会
議事次第

平成22年9月30日(木) 14時～16時
於：航空会館 501+502会議室
東京都港区新橋 1-18-1

議 事

- 1 献血推進調査会の設置について
- 2 「献血推進のあり方に関する検討会」報告
- 3 「献血構造改革」の結果について
- 4 長期需給シミュレーションについて
- 5 新たな中期目標の設定について
- 6 平成23年度献血推進計画案の策定について
- 7 その他

資 料

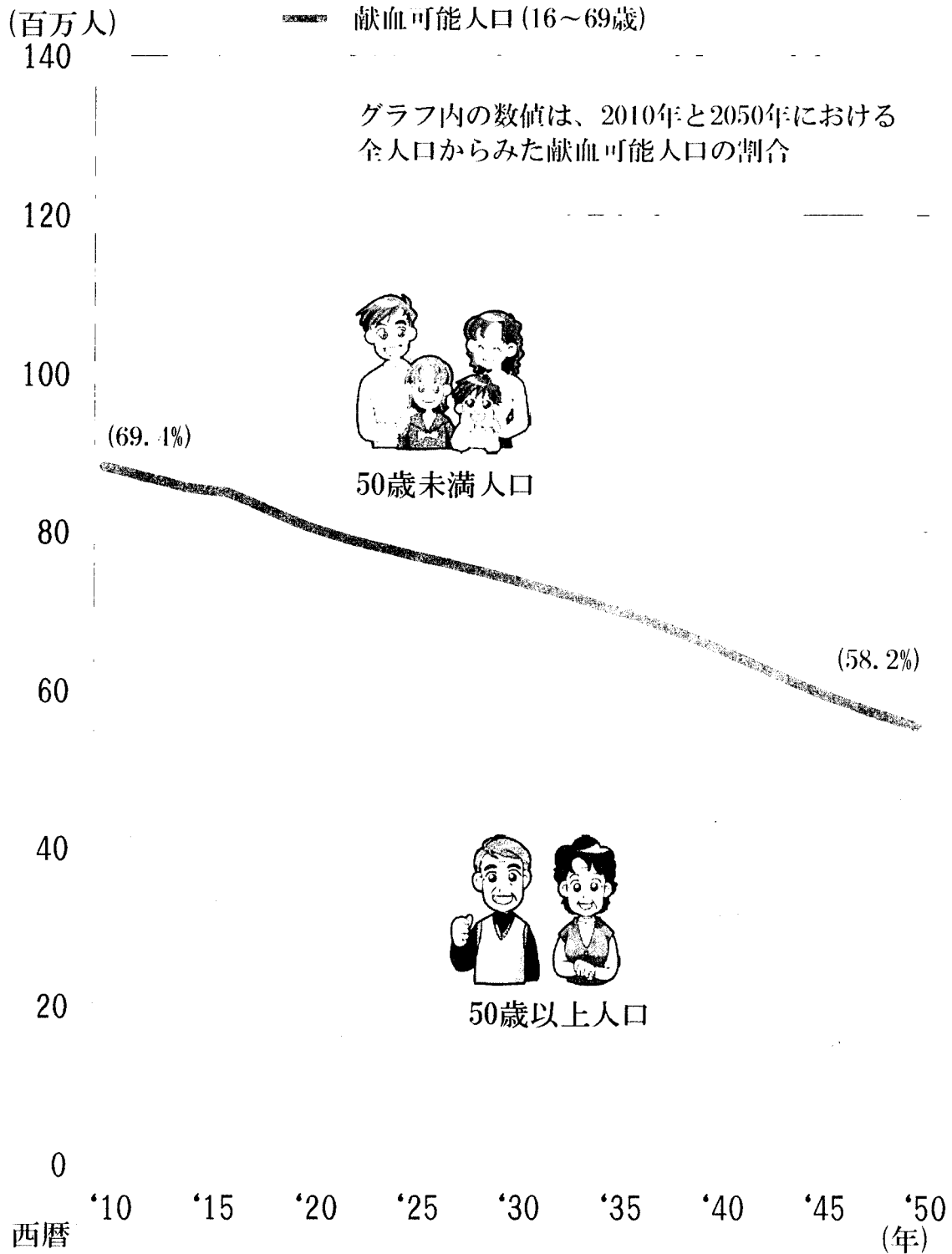
座席表

委員名簿

- 1 献血推進調査会設置要綱
- 2-1 献血推進のあり方に関する検討会(平成21年3月)報告書
- 2-2 献血推進のあり方に関する検討会(平成21年3月)資料編
- 2-3 行動計画一覧
- 2-4 献血推進のあり方に関する検討会 資料編(年次アップデート版)
- 3-1 献血構造改革について
- 3-2 献血者確保対策について(厚生労働省の取り組み)
- 3-3 献血者確保対策について(都道府県の取り組み)
- 3-4 献血者確保対策について(日本赤十字社の取り組み)
- 4-1 わが国における将来推計人口に基づく血液製剤の供給数と献血者数のシミュレーション
- 4-2 グラフ
- 5 新たな中期数値目標の考え方
- 6 平成22年度献血推進計画

わが国の将来人口と献血可能人口の推移

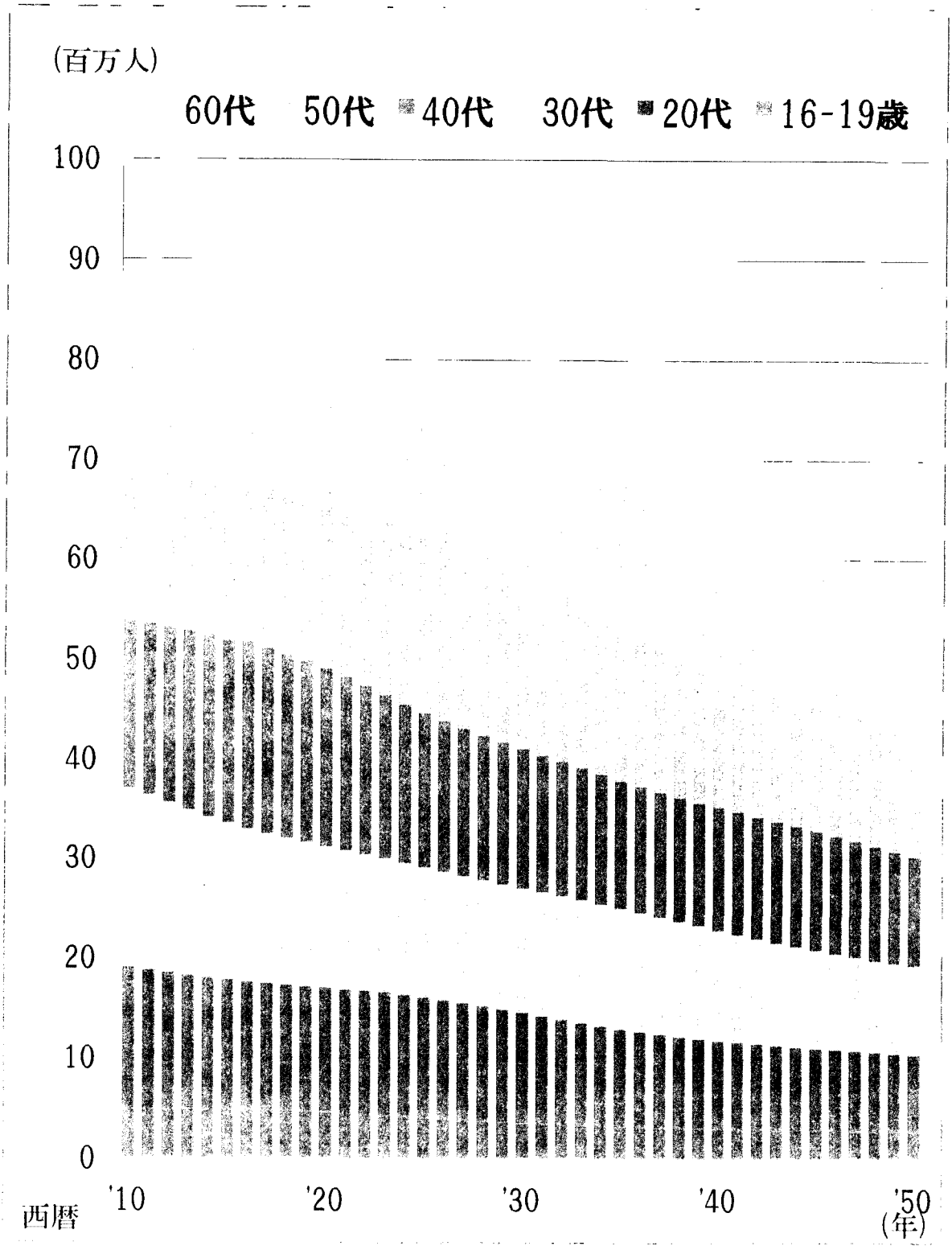
出生率中位(死亡率中位)の場合



注) 将来人口推移は厚生労働省人口問題研究所の「平成18年日本の将来推計人口」に基づく。

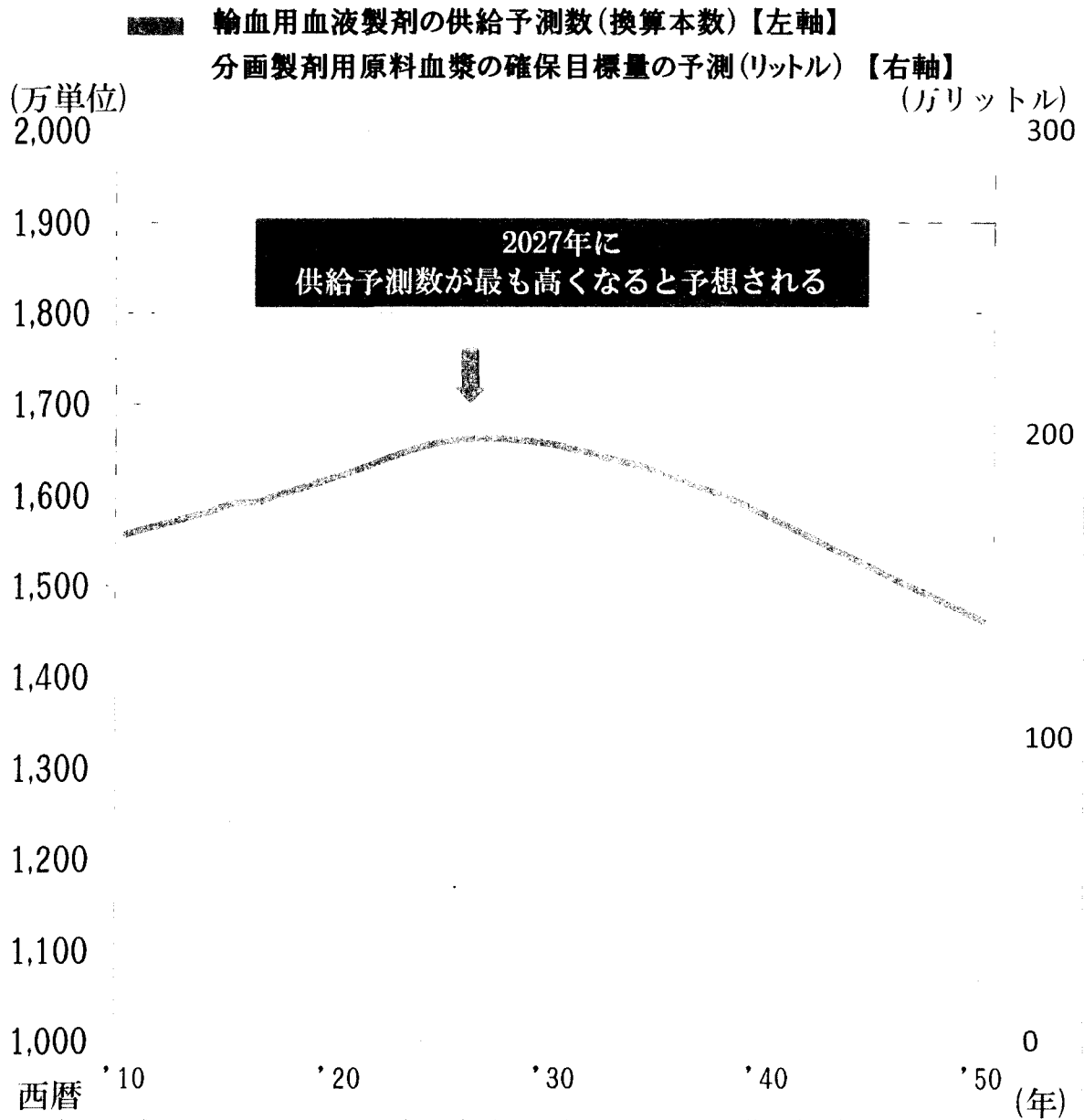
わが国の年代別献血可能人口の推移

出生率中位(死亡率中位)の場合



注)・将来人口推移は厚生労働省人口問題研究所の「平成18年日本の将来推計人口」に基づく。

供給予測数と原料血漿確保目標量のシミュレーション



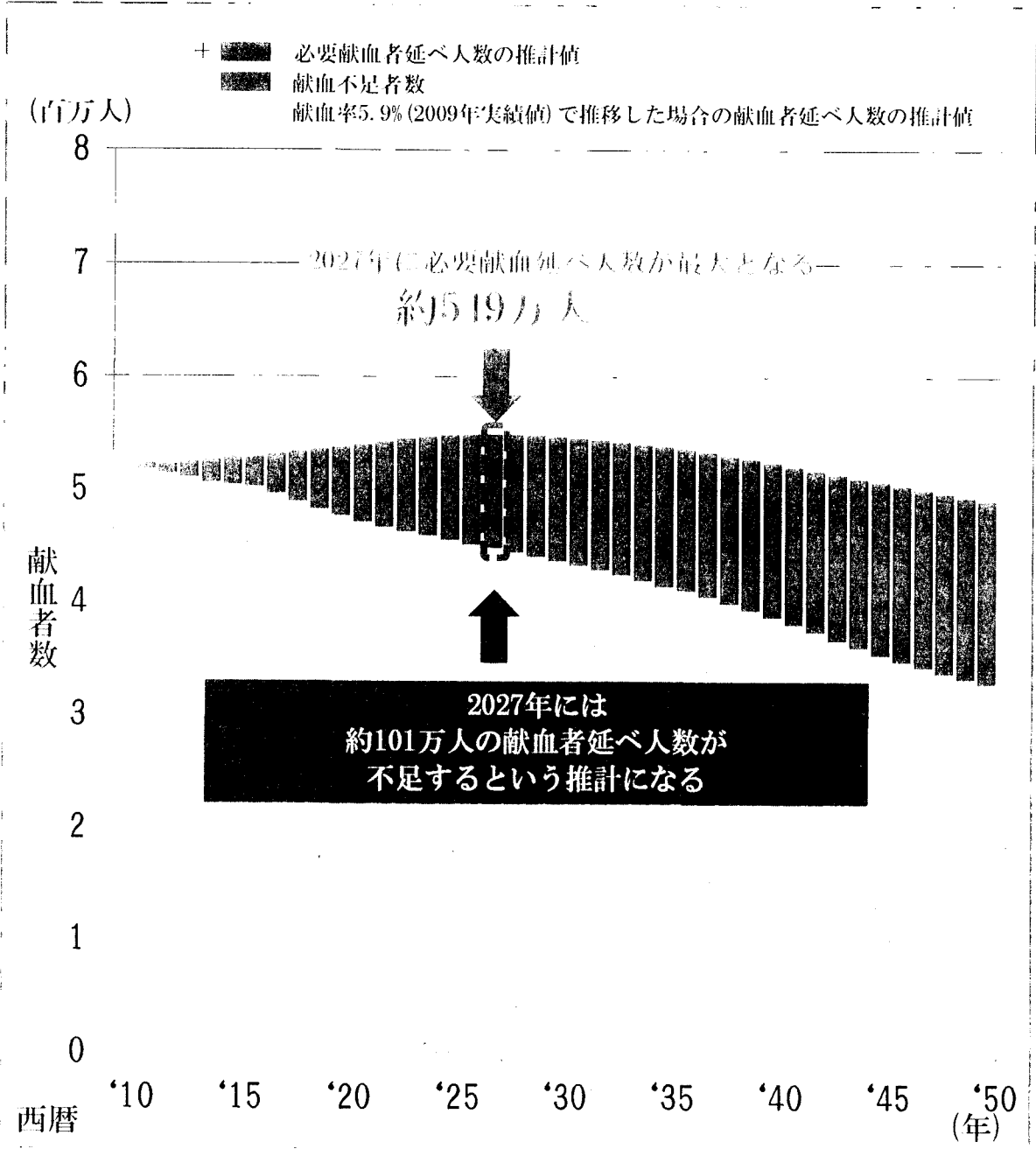
東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果によると、輸血用血液製剤の約85%が50歳以上の患者に使用されている。これに将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出すると、2027年に輸血用血液製剤の供給量のピークを迎えるというシミュレーションになる。

血漿分画製剤用原料血漿については、毎年100万リットルの確保量に設定し計算している。但し、血漿分画製剤の国内自給100%を達成するためには、その確保目標量は、約150万リットル必要になると推計される。この増加する50万リットル分を確保するためには、約111万人(血漿成分献血者1人当り450mLとして計算する場合)の献血者を上乘せする必要がある。

※ 当シミュレーションにおいては、全血採血由来の血漿製剤の単位数を含めていない。

必要献血者延べ人数のシミュレーション(I)

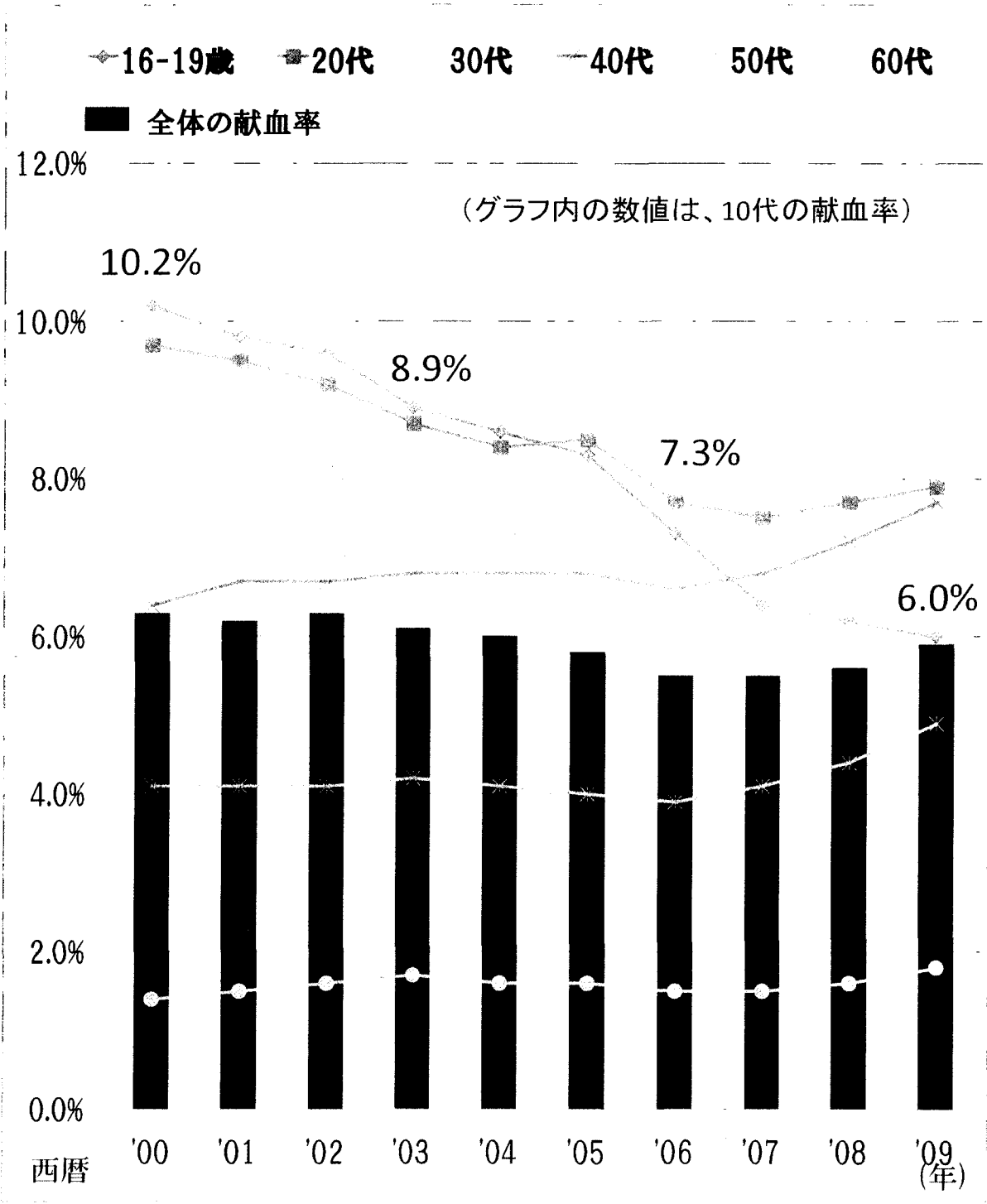
出生率中位(死亡率中位)の場合



東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。

また、2009年の献血率(=献血者延べ人数/献血可能人口)5.9%を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年には、約101万人不足するというシミュレーションになる。

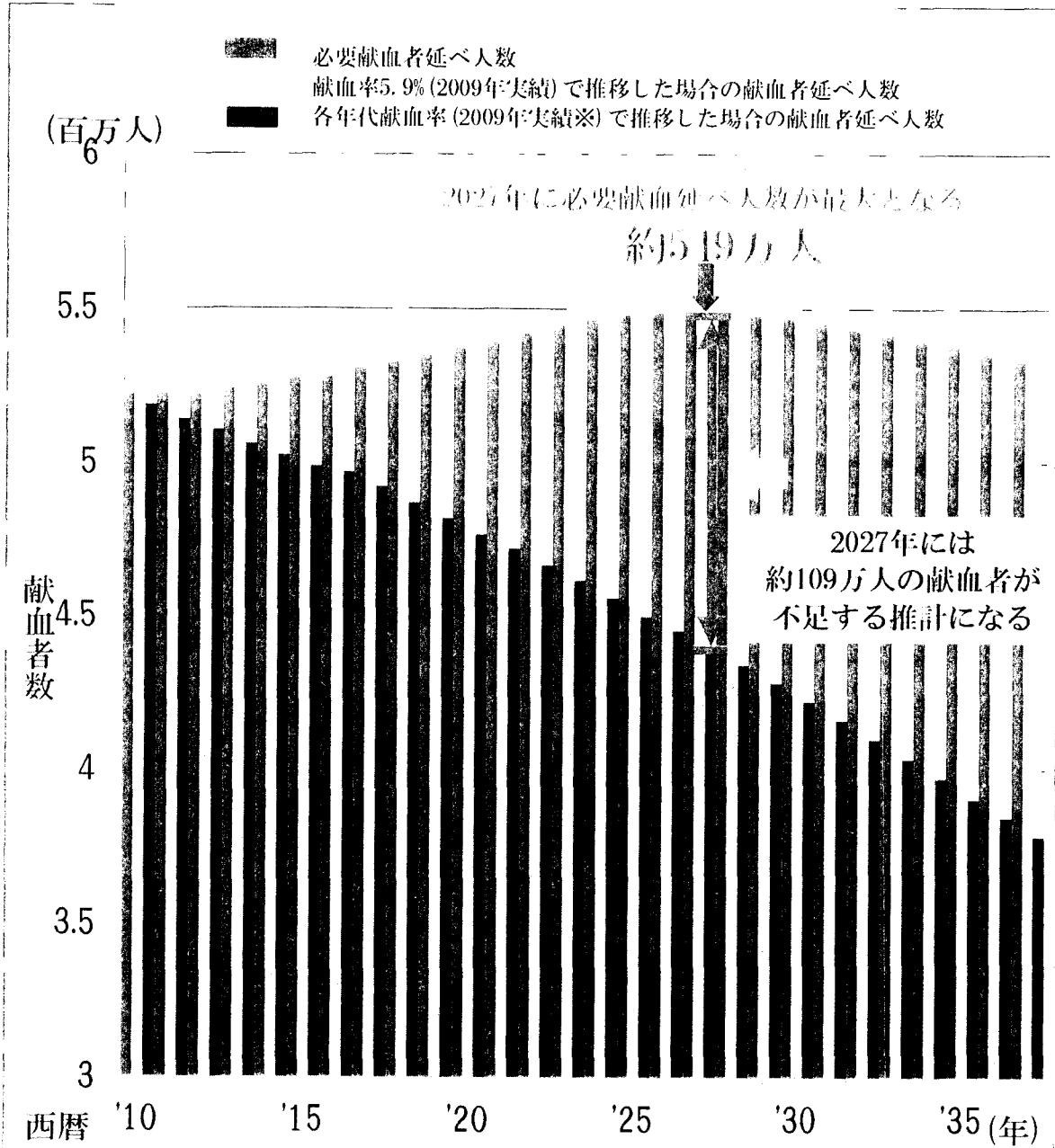
過去10年間における年代別献血率の推移



このグラフにおける献血率は、各年代の献血者延べ人数から献血可能人口を除いた数値である。

必要献血者延べ人数のシミュレーション(Ⅱ)

※ 2009年の年代別献血率(=献血者延べ人数/年代別人口) 出生率中位(死亡率中位)の場合
 16歳~19歳:6.0% 20代:7.9% 30代:7.7% 40代:7.7% 50代:4.9% 60代:1.8%

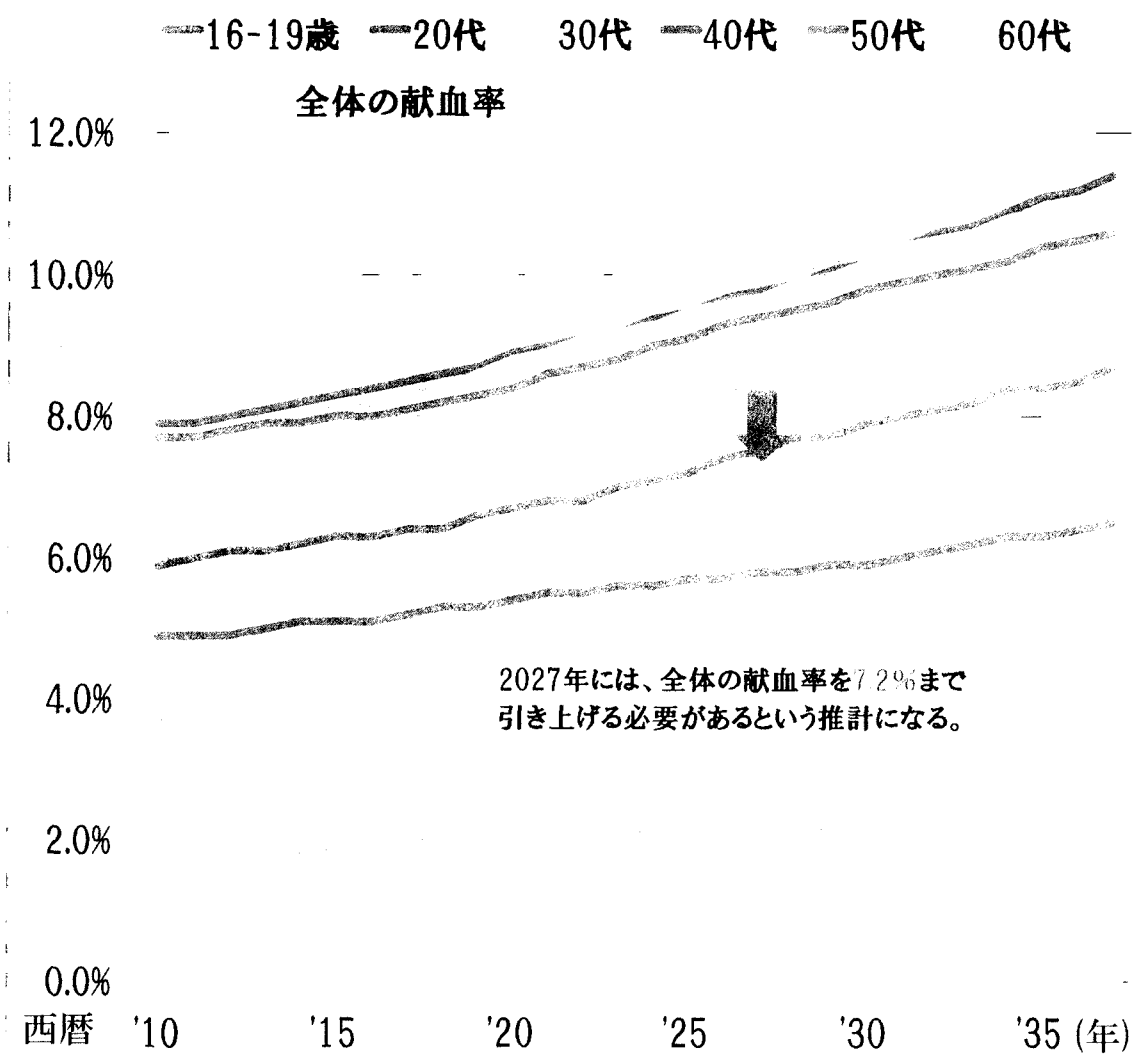


東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者延べ人数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。(グラフ4参照)

また、2009年の年代別献血率(=年代別献血者延べ人数/年代別人口)を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮想の献血者延べ人数を算出すると、2027年は、約440万人になると推計され、約109万人の献血者延べ人数が不足するというシミュレーションになる。

グラフ 7

2009年の年代別献血率を今後も維持すると仮定した場合において、不足する献血者延べ人数を全体（献血可能年齢層）で確保する場合における各年代別の必要献血率のシミュレーション



	2009年	2015年	2020年	2025年	2027年	2030年
16～19歳	6.0%	6.4%	6.7%	7.2%	7.5%	7.9%
20歳代	7.9%	8.4%	8.9%	9.6%	9.8%	10.3%
30歳代	7.7%	8.3%	8.8%	9.6%	9.9%	10.3%
40歳代	7.7%	8.1%	8.4%	9.1%	9.4%	9.8%
50歳代	4.9%	5.2%	5.4%	5.7%	5.8%	5.9%
60歳代	1.8%	1.8%	2.0%	2.1%	2.2%	2.2%
全体	5.9%	6.3%	6.6%	7.1%	7.2%	7.3%

※2009年は実績値

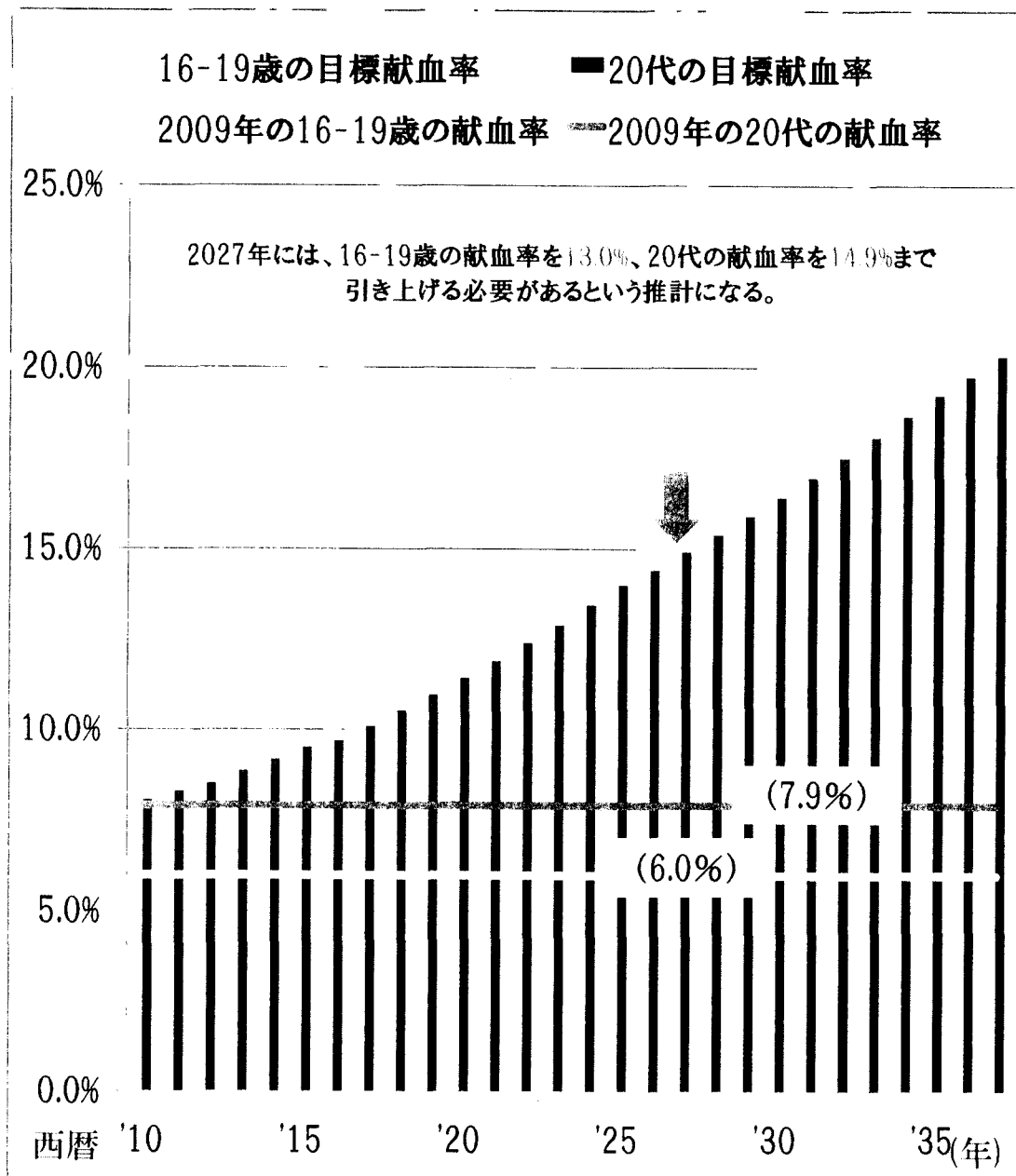
東京都福祉保健局がまとめた輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者延べ人数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。(グラフ4参照)

また、2009年の年代別献血率(=年代別献血者延べ人数/年代別人口)を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年は、約440万人になると推計され、約109万人の献血者延べ人数が不足するというシミュレーションになる。(グラフ6参照)

この不足した献血者延べ人数を、2009年の献血者数年代別構成比を用いて、各年代に不足する献血者延べ人数を按分し上乘せると、2027年には、全体の献血率を7.2%まで引き上げる必要があるというシミュレーションになる。

グラフ 8

2009年の年代別献血率を今後も維持すると仮定した場合において、不足する献血者延べ人数を若年層（10代-20代）のみで確保する場合における必要な若年層献血率のシミュレーション



東京都福祉保健局がまとめた輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者延べ人数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。(グラフ4参照)

また、2009年の年代別献血率(=年代別献血者延べ人数/年代別人口)を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年は、約440万人になると推計され、約109万人の献血者延べ人数が不足するというシミュレーションになる。(グラフ6参照)

この不足した献血者延べ人数を、16歳から19歳と20代の将来推計人口の比率で按分し不足する献血者数を上乘せると、2027年には、16歳から19歳の献血率を13.0%、20代の献血率を14.9%まで引き上げる必要があるというシミュレーションになる。

献血推進に係る新たな中期目標の設定について

厚生労働省
医薬食品局血液対策課

1. 背景

平成 17 年度から実施した「献血構造改革」の終了を踏まえ、献血推進に係る新たな中期目標を設定する必要がある。

2. 「献血構造改革」の結果

項目	目標	H17 年度	H21 年度
若年層の献血者数の増加	10 代、20 代を献血者全体の 40% まで上昇させる	33.4%	26.8%
安定的な集団献血の確保	集団献血等に協力する 企業を倍増 させる	24,220 社	43,193 社
複数回献血の増加	複数回献血者を献血者全体の 35% まで上昇させる	27.5%	31.3%

3. 新たな中期目標設定に係る検討事項

① 項目について

- 「献血構造改革」の 3 項目を継続するか否か。
- 新たな項目を含めるか否か。

② 目標値について

- 「献血構造改革」の 3 項目を継続する場合、目標値を踏襲するか否か。
- 人口減少を目標値に反映させるか否か。
- 10 代、20 代の目標値を別に設定するか否か。

③ 期間について

- 5 カ年程度の目標でよいか否か。

④ その他

- 名称について

(以上)

平成22年度子ども霞が関見学デー
『模擬献血体験』
実施結果報告書

【実施日時】

平成22年8月18日（水）、19日（木）

（受付時間）10：00～12：00、13：30～17：00

【実施会場】

中央合同庁舎5号館低層棟2階講堂

【企画】

子ども霞が関見学デー

厚生労働省プログラム『お薬の世界』（医薬食品局総務課・血液対策課合同出展）

「楽しく学ぼうキッズ献血」

模擬献血体験を通して、献血年齢に満たない子どもたちに、献血の仕組みやその重要性についての理解を深めてもらうことを目的とした企画。

【協力】

日本赤十字社血液事業本部

日本赤十字社東京都赤十字血液センター

【模擬献血体験者数（子どものみ）】

18日（水）126人 / ※参考）厚生労働省来場者数355人

19日（木）175人 / 厚生労働省来場者数282人

2日間合計 301人

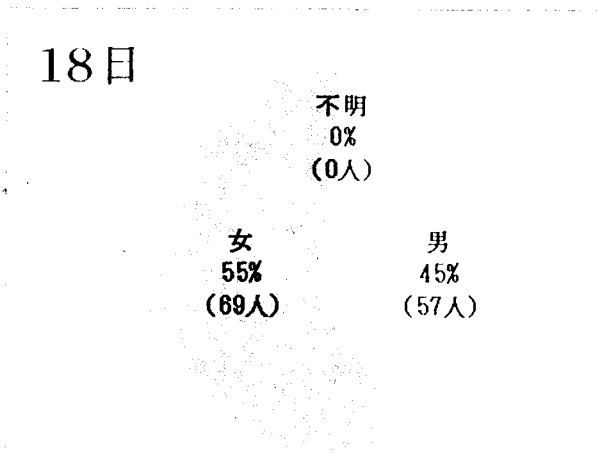
● 1日目の実施結果

実施日時：8月18日（水）10：00～12：00、13：30～16：00

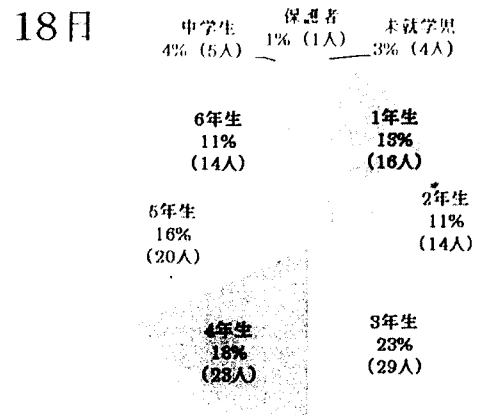
* 模擬献血体験受付人数：126人

【体験者アンケート結果】

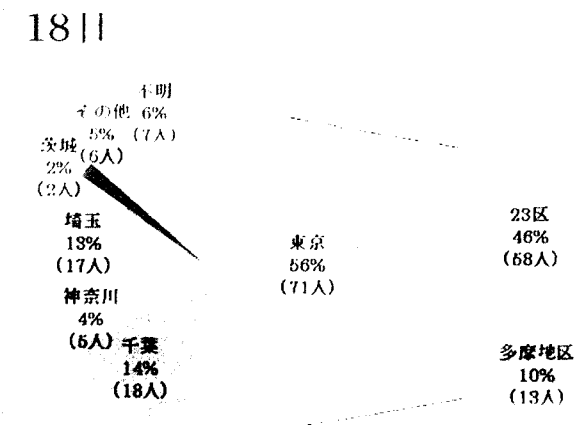
①性別



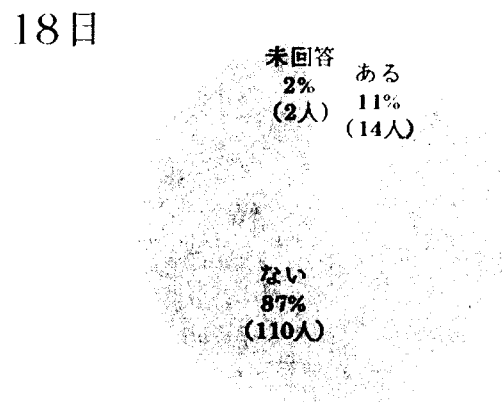
②年齢



③居住地



④保護者等が献血をしている姿を見た経験



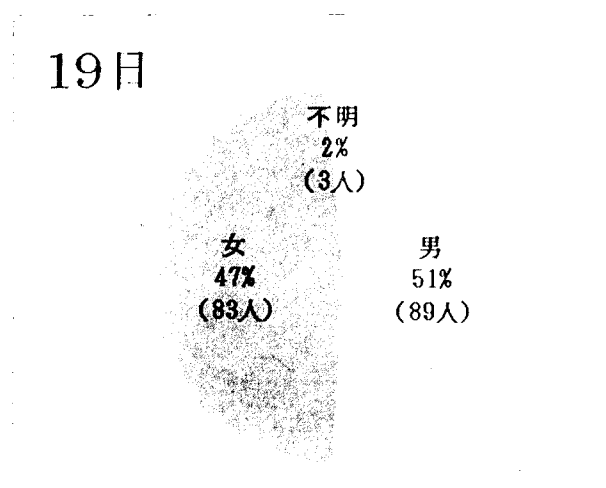
● 2日目の実施結果

実施日時：8月19日（木）10：00～12：00、13：30～16：00

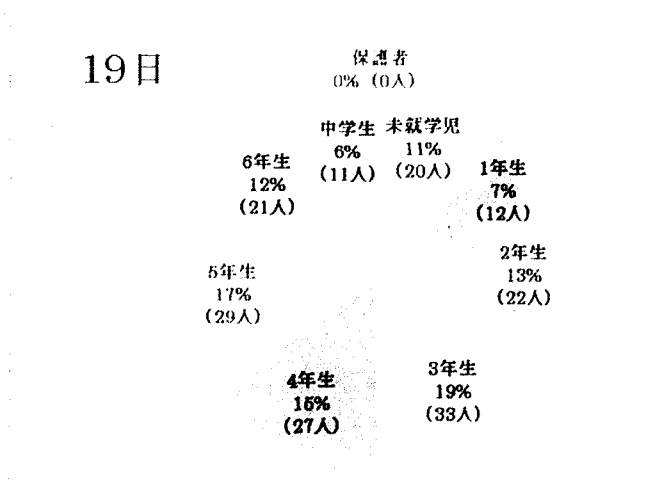
* 模擬献血体験受付人数：175人

【体験者アンケート結果】

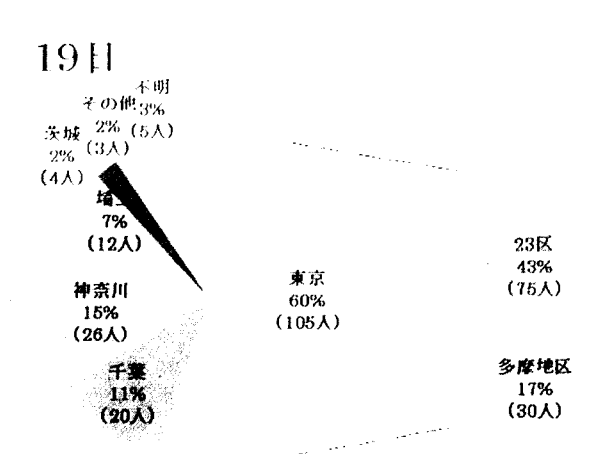
①性別



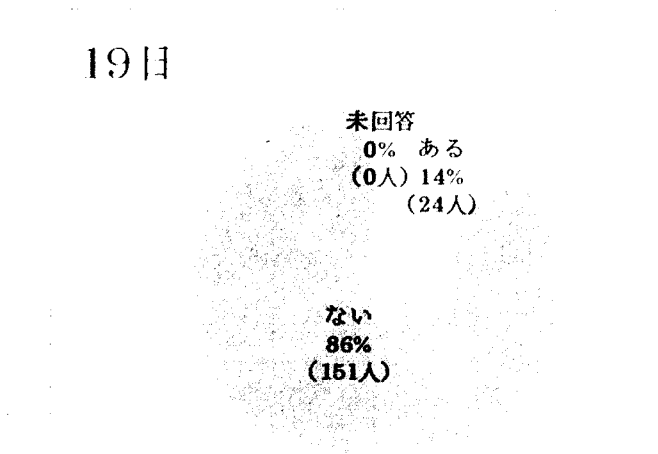
②年齢



③居住地



④保護者等が献血をしている姿を見た経験

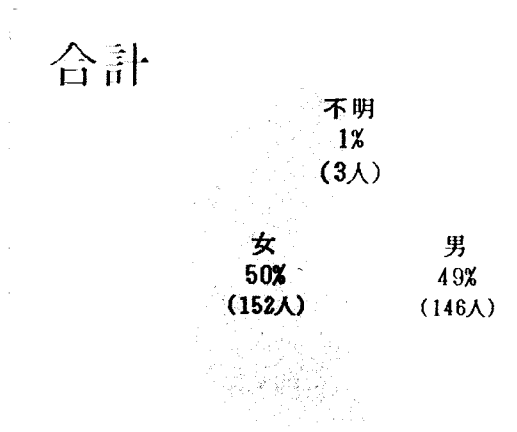


● 2日間合計の実施結果

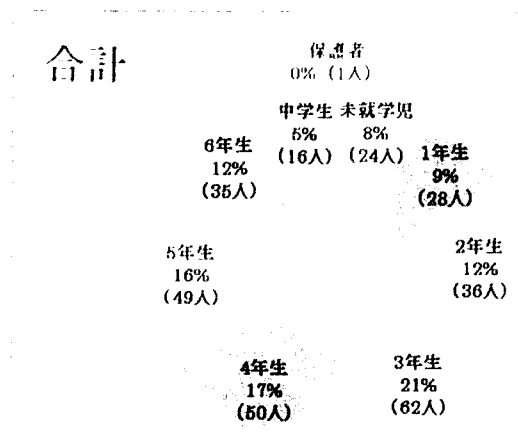
* 模擬献血体験受付人数：301人

【体験者アンケート結果】

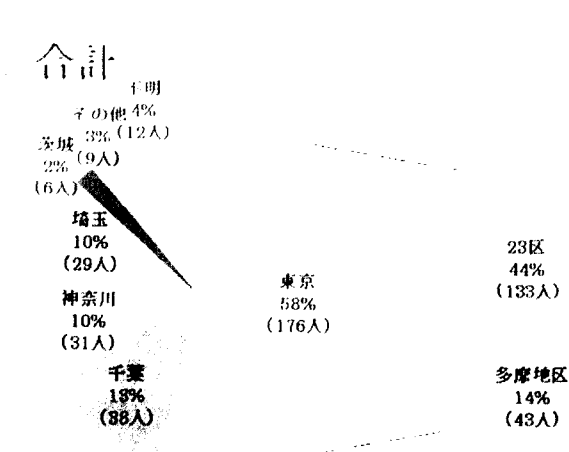
①性別



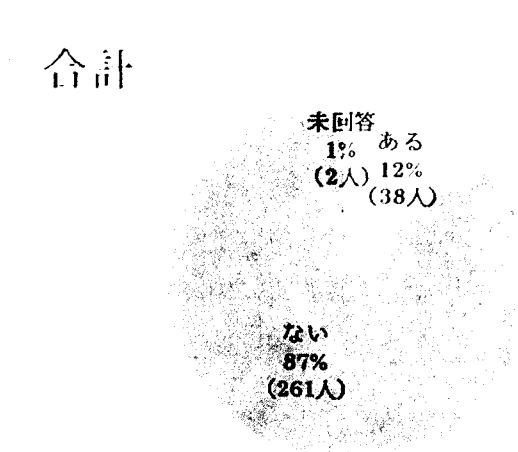
②年齢



③居住地



④保護者等が献血をしている姿を見た経験



※③における「その他」の内訳 … 宮城2人、愛知3人、大阪2人、福岡1人、熊本1人

●子どもたちの感想

- ・ 楽しかった。(5歳／女の子、小1／女の子、小3／男の子、他多数)
- ・ またやりたいです。(小2／女の子、小4／男の子、小5／男の子、他多数)
- ・ ほんとにやってみたかった。(小3／女の子、小4／女の子、小5／男の子、他多数)
- ・ 実際にはやったことがないことを体験できてよかった。(小3／男の子、小5／女の子、小6／女の子、他多数)
- ・ 本当に献血をしたような感じで、おもしろかった。またこういうイベントをひらいてほしい(小4／男の子)
- ・ 本当のけん血じゃないけれど、ふんいきがでていてよかった。(小4／女の子)
- ・ 本当にはりはさしていないけれど、けんけつした感じになりました。(小4／女の子)
- ・ とても現実味があっていい体験だった。(中1／男の子)
- ・ 初めてやってみて、楽しかったです。とてもリアルでした。(小5／女の子)
- ・ こわくなかった。(小1／男の子、小3／女の子)
- ・ ちゅうしゃをするふりなので、あんしんしておもしろかった。(小3／男の子)
- ・ さいしょはこわがっていたけど、こわくありませんでした。(小3／男の子)
- ・ はりはあんまりいたそうじゃなかった。(小5／男の子)
- ・ はりがいたそうだったけどおもしろかった。(小3／男の子、小4／女の子、他多数)
- ・ すこしこわかった。(6歳／男の子、小3／男の子、小4／女の子、他多数)
- ・ ちょっとこわかったけどおもしろかった。(小3／男の子、小5／女の子、他多数)
- ・ ちょっとこわかったけど、思ったよりびっくりしませんでした。いい体験ができたと思いました。(小5／女の子)
- ・ ほんとうにはりをさしたらいたそう。(小3／男の子、小3／女の子、他多数)
- ・ 本当の針だったらこわいと思う。(小3／男の子、小4／男の子、中2／女の子、他多数)
- ・ ドキドキした。(小3／女の子、小4／女の子、小5／男の子、他多数)
- ・ きんちょうした。(小2／女の子、小3／男の子、他多数)

- ・ 少しきんちょうしたけれどおもしろかった。(小4/女の子、小5/男の子、他多数)
- ・ ほんとうのけんけつをやってみたくなりました。(小1/女の子、小2/男の子、小4/男の子、他多数)
- ・ 大きくなったらけんけつに協力したいです。(小3/女の子、小4/男の子、小5/女の子、他多数)
- ・ 16歳になったら献血しようと思った。(小2/女の子、小4/女の子、小6/男の子、中1/女の子、他多数)
- ・ 16才になったらけん血できるので、参加する機会があれば参加したい。(小6/男の子)
- ・ 来年から献血できるので、しようかなと思います。(中3/女の子)
- ・ 本当にやったようだった。16才以上になったらいってみたいと思った。(小4/女の子)
- ・ けんけつのたいけんができてよかったです。16さいになったらけんけつします。(小5/女の子)
- ・ お父さんがよくやっているので、体験することができてよかったです。16歳になったら、やってみたいです。(小6/女の子)
- ・ お父さんが献血をやっていたので、献血ができる歳になったら献血しようと思っていましたが、今日、体験としてできたので良かったです。(中1/男の子)
- ・ 今日体験でやって、けんけつは人を助けるとても大切なことだと分かりました。16才になったらけんけつをして人を助けたいと思いました。(小5/女の子)
- ・ 今日は本当に血をとらなかったが、けんけつではどういふことをするのがよく分かりました。16さいになってからしかできないが、ぜひ他の人のために16さいになったらけんけつをしたいです。(小5/女の子)
- ・ 病気の人が治るなら献血したいと思いました。(小6/男の子)
- ・ 献血で人を助けられるから、私もしたいなと思った。(小6/女の子)
- ・ 大人になったら、けんけつをしてけがや病気の人を助けてあげたらいいなと思いました。(小5/女の子)
- ・ けんこうな血をあげて、血をもらった人がたずかるならすごいいいことだと思った。できるときになったらけんけつをして人を助けたいです。(小4/男の子)
- ・ けん血は病気になってる人を助けるので16才以上になったらやりたい。(小4/男の子)
- ・ 献血は多くの検査をしなければならぬことがよく分かりました。でも、それで多くの命が救えるのならば、ぜひ行きたいです。(小6/男の子)

- ・ たくさんの検査をしてめんどうだけど、人の命を助けられるのはいいなと思った。針は苦手だけれど、16歳になったらやってみたい。(中1/女の子)
- ・ ときどきしました。でもこまった人をすくえる。(小2/女の子)
- ・ 本当にやったらいたそうで、ちょっとこわいです。でも、人のためになるんだなって思ったら、大人になったらやってみようと思います。(小5/女の子)
- ・ 献血の手順が分かりました。針をさすところが多いけれど、病気の人にためにやってみようかなと思いました。(小5/女の子)
- ・ けんけつをするときのほうがそうぞういじょうにいたそうだった。だけどそれで人が助かるならしたいとおもいます。(小6/男の子)
- ・ 針をさすのはびっくりするけど、本当に血を分けてあげるときは、そんなこと思わないだろうと思う。(小4/女の子)
- ・ 大変そうで…。けど、やらないと人が助けられないことが分かった。(中2/女の子)
- ・ 自分の血で相手の人が助かると思うと、ぜひ献血をやってみたいと思いました。(小6/女の子)
- ・ 本当に献血するとなるとドキドキすると思います。でも血がなくてこまっている人もいるからやろうと思います。(小6/男の子)
- ・ 今回は実際に針はさしてないからこわくなかったが、実際にやったらこわいと思う。でも、こまっている人がいるんだから、助けないといけないとも思った。(小6/女の子)
- ・ 実際には採血はしていないけれど、とても緊張しました。他の人の役に立てるようにしたいです。(小4/女の子)
- ・ 献血ってこんなふうにするんだなーと思いました。あんまりいたくなさそうだし、それで人がたすかるんだったら、大人になったらやりたいです。(小4/男の子)
- ・ わたしも、たおれたら血をもらうことがあるかもしれないから、やりたい。(小5/女の子)
- ・ としをとったら私もひつようかとおもうと私もきょう力したいなと思いました。(小3/女の子)
- ・ たいけんをして、わたしももらうがわになるかもしれないと気づきました。たいけんできてよかったです。(小4/女の子)
- ・ けんけつの体験をして勉強になった。(小4/男の子、小6/男の子、他多数)
- ・ 献血のやり方がよく分かっておもしろかった。(小2/女の子、小6/男の子、他多数)

- ・ けんけつについてたくさん知れてよかったです。(小2/男の子、小3/男の子、小6/女の子、他多数)
- ・ 本当にやるには、16才になってからということがわかりました。(小4/男の子)
- ・ けんけつはこんなことをするのかとおもいました。(小2/女の子)
- ・ 体験して、さい血はこんなこんかんじなのかということが分かった。(小6/男の子)
- ・ さいけつがおもしろかった。(小3/女の子)
- ・ 針が思ったよりふとくてびっくりした。(小2/男の子、小4/女の子、小4/男の子、他多数)
- ・ はりが大きかった。(小1/男の子、小4/男の子、小4/女の子、他多数)
- ・ 針が太くて痛そうだと思う。(小5/男の子)
- ・ はりはおもったより太かった。けつあつをはかるのは、ぎゅっとなった。こんどは本当にやってみたい。(小5/男の子)
- ・ けんけつは、さいけつよりたいへんだとおもった。(小5/女の子)
- ・ いがいと時間がかかるものだと思った。(小5/男の子、小5/女の子、小6/女の子)
- ・ いろいろなことをして大変だった。(小3/女の子、小5/女の子、小6/女の子)
- ・ 初めて献血体験をしました。いろいろな検査をして献血するのは大変だと思いました。(中3/女の子)
- ・ 初めて献血のようなことをして、血を抜くだけなのにとても手間がかかるんだと思いました。将来献血を試みようかと思いました。(中2/女の子)
- ・ いがいといろいろやるのがわかった。(小5/男の子)
- ・ 血をとるまでにたくさんすることがあってびっくりしました。(小5/男の子)
- ・ 献血をするための行程が多かったのでおどろきでした。(小6/女の子)
- ・ 血あつをはかったり、濃さをはかったりと、血をとる前に色々とやることがあるのは初めて知りました。ありがとうございました。(小5/女の子)
- ・ 献血するにはいろいろな検査があるんだなと思った。(小6/女の子)
- ・ こうやって献血できるかどうかをたしかめるのだと知って勉強になりました。(中1/女の子)

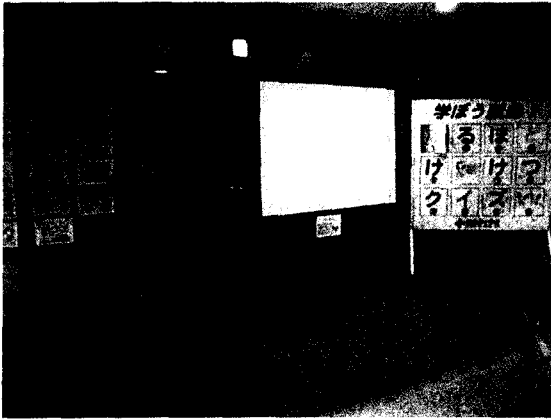
- ・ けん血する前の準備がたくさんあってびっくりしました。しくみもよくわかったので、とても良かったです。(小5/女の子)
- ・ 二度刺すのを見ておどろいた。(中2/男の子)
- ・ 血をとるのに10分かかるといことはしなかった。(小4/女の子)
- ・ 400mlも血をとったりするのは1年間に何回くらいできるのかなあと思いました。わたしも大人になったら本当の献血をしたいです。(小4/女の子)
- ・ 献血をやってみて、もっとたいへんだと思っていましたが、かんたんだったのでおどろきました。(小5/女の子)
- ・ 本当にけんけつのたいけんをしているみたいで、すごくびっくりしました。けっこう短いことがわかっておもしろかったです。(小5/女の子)
- ・ さいごにすいぶんやとうぶんをとることをはじめて知りました。(小6/女の子)
- ・ こういうふうにつえきをとって、びょうきの人にあげているんだな—と思いました。(小4/女の子)
- ・ こうやって血をとってびょうきのひとなどに血がおくられるんだな—と思った。(小4/男の子)
- ・ けんけつはとても大切なことだということがわかりました。(小4/女の子、小5/男の子、小6/男の子、他多数)
- ・ けんけつをしてきょうりょくすることは大切だと思いました。(小2/女の子)
- ・ 献血は人のためになれるからすてきなことだ—と思った。(中1/女の子)
- ・ けんけつルームは見たことがあるけれど、やっぱりそれがないといけないとわかった。(小5/女の子)
- ・ 駅の近くに、けんけつルームがあって、けんけつをしている人たちがたくさんいて、どうやってやるのか知らなかったけど、今回、体験して、やり方がわかったから良かった。(小6/女の子)
- ・ 献血の体験をしたのははじめてだったので、どうやってやるのかを知れてよかったです。(小4/男の子)
- ・ 初めてこういう体験をしたけれど、とても勉強になりました。もうちょっと大きくなったら、献血をやってみようかな。(小6/女の子)
- ・ どうやって採血するのかよくわかったので、大人になったら本当にけん血をしよう—と思いました。(小5/女の子)

- ・ 本とうにするのではなかったけれど、けんけつをしている人のきもちがよくわかりました。(小2/男の子)
- ・ 看護師さんともおはなしができて、楽しくけん血ができました！(小4/女の子)
- ・ 本当にはささないけど、ちゃんと説明してくれてうれしかったです。(小5/女の子)
- ・ 様々なチェックを受けてから献血すると知らなかったのでびっくりしました。皆さんがとても優しくしてくれました！(中3/女の子)
- ・ 最初はぜんぜんわからないことだったけど、わかりやすくおしえてくれたのでよくわかりました。とても楽しかったです。(小6/男の子)
- ・ ほんとうはできないことをやらせてくれてありがとうございます。(小4/女の子)

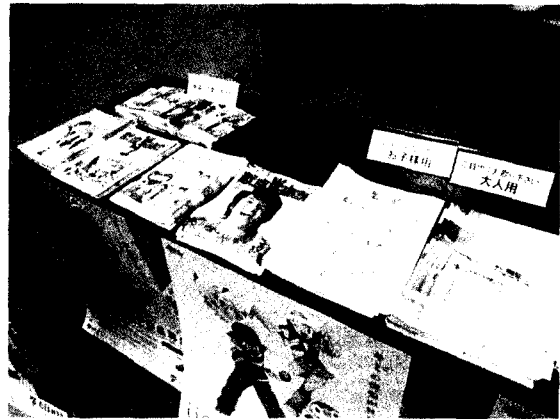
●保護者の方の感想

- ・ 体験を通して、久々に献血してみようと思いました。
- ・ 献血について体験できることがないので、とても良い経験になりました。ありがとうございます。
- ・ ありがとうございます。

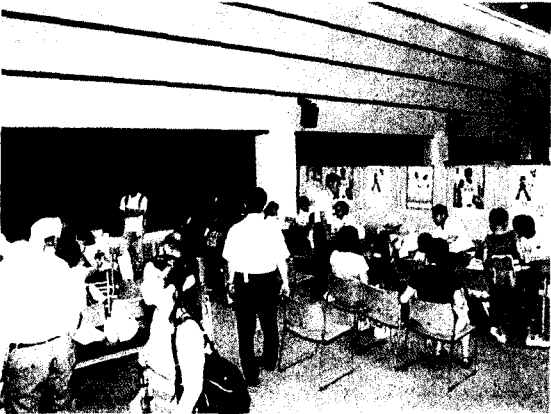
●会場風景



☆展示、クイズコーナー



☆パンフレット（ご自由にお持ちください）



☆オープン献血会場のイメージ



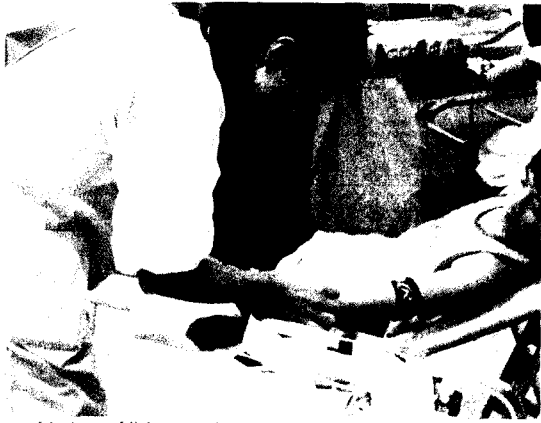
☆受付・問診～血圧測定～血色素量測定



☆血圧測定



☆血色素量測定



☆献血の模擬体験



☆体験中は献血についてのお話を聞きます



☆キッズ献血カード



☆血液製剤（ダミー）の展示でお勉強

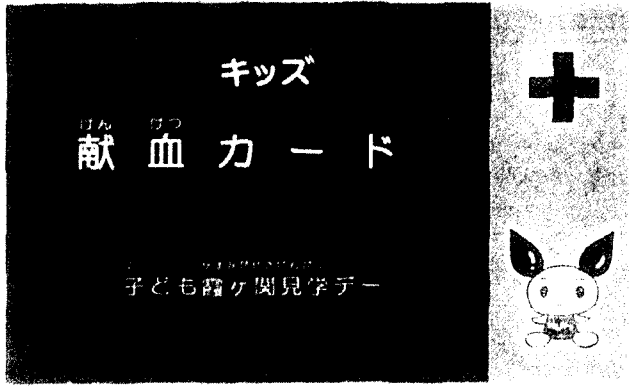


☆穿刺の体験



☆けんけつちゃんと一緒に記念撮影

「キッズ献血カード」(表)



(裏)

No. _____ 〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇 〇〇
 日付 _____
 献血献血者(現在) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
 献血献血者(過去) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

「キッズ献血申込書・問診票」(表)

ひらけ 日付 _____
キッズ献血申込書
 けんけつもうしこみしょ
 名前 〇〇〇〇 学年 小学 中学 〇〇 年
 誕生日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
 住んでいるところ 〇〇 区 〇 市 〇 町 〇 村
 感想(体験した後に記入)

受付	問診	比重	採血

(裏)

問診票

- 今日は、元気ですか 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 昨日は、よく寝ましたか 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 今日は、ご飯を食べましたか 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- お父さんやお母さんや知っている人が献血したのを見たことがありますか 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

※ この申込書に書いてもらったあなたの個人情報、
 厚生労働省の献血体験のお仕事以外のことには使いません。